

第499回（定例）福崎町議会会議録

令和3年9月3日（金）
午前9時30分開会

○令和3年9月3日、第499回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

| | | | |
|----|-------|-----|------|
| 1番 | 三輪一朝 | 8番 | 宇崎壽幸 |
| 2番 | 石川治 | 9番 | 植岡茂和 |
| 3番 | 大塚記美代 | 10番 | 前川裕量 |
| 4番 | 吉高平記 | 11番 | 松岡秀人 |
| 5番 | 河嶋重一郎 | 12番 | 小林博 |
| 6番 | 牛尾雅一 | 13番 | 竹本繁夫 |
| 7番 | 富田昭市 | 14番 | 城谷英之 |

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局 長 岩木秀人 主査 塩見浩幸

○説明のため出席した職員

| | | | |
|--------|------|---------|------|
| 町長 | 尾崎吉晴 | 副町長 | 近藤博之 |
| 教 育 長 | 高橋涉 | 公営企業管理者 | 福永聡 |
| 技 監 | 野邊正彦 | 会計管理者 | 小幡伸一 |
| 総務課長 | 尾崎俊也 | 企画財政課長 | 吉田利彦 |
| 税務課長 | 三木雅人 | 地域振興課長 | 成田邦造 |
| 住民生活課長 | 大塚久典 | 健康福祉課長 | 谷岡周和 |
| 農林振興課長 | 松岡伸泰 | まちづくり課長 | 山下勝功 |
| 上下水道課長 | 橋本繁樹 | 学校教育課長 | 大塚謙一 |
| 社会教育課長 | 松田清彦 | | |

代表監査委員 鳥岡照義

○議事日程

| | |
|-----|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 | 諸報告 |
| 第 4 | 報告第 5号 第32期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について |
| 第 5 | 報告第 6号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 第 6 | 議案第40号 福崎町文珠荘の指定管理者の指定について |
| 第 7 | 議案第41号 兵庫県市町交通災害共済組合の解散について |
| 第 8 | 議案第42号 兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について |
| 第 9 | 議案第43号 兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更について |
| 第10 | 議案第44号 令和2年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第11 | 議案第45号 令和2年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |

- 第 1 2 議案第 4 6 号 令和 2 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 3 議案第 4 7 号 令和 2 年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 4 議案第 4 8 号 令和 2 年度福崎町水道事業会計決算認定について
- 第 1 5 議案第 4 9 号 令和 2 年度福崎町工業用水道事業会計決算認定について
- 第 1 6 議案第 5 0 号 令和 2 年度福崎町下水道事業会計決算認定について
- 第 1 7 議案第 5 1 号 令和 2 年度福崎町工業団地造成事業会計決算認定について
- 第 1 8 議案第 5 2 号 令和 2 年度福崎町水道事業剰余金処分について
- 第 1 9 議案第 5 3 号 令和 2 年度福崎町下水道事業剰余金処分について
- 第 2 0 議案第 5 4 号 福崎町工場立地法準則条例の制定について
- 第 2 1 議案第 5 5 号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第 2 2 議案第 5 6 号 令和 3 年度福崎町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 第 2 3 議案第 5 7 号 令和 3 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 4 議案第 5 8 号 令和 3 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 5 議案第 5 9 号 訴えの提起について（町有地の不法占有）
- 第 2 6 議案第 6 0 号 福崎町道路線の廃止及び認定について

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 5 号 第 3 2 期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について
- 第 5 報告第 6 号 令和 2 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 6 報告第 4 0 号 福崎町文珠荘の指定管理者の指定について
- 第 7 報告第 4 1 号 兵庫県市町交通災害共済組合の解散について
- 第 8 議案第 4 2 号 兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
- 第 9 議案第 4 3 号 兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更について
- 第 1 0 議案第 4 4 号 令和 2 年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 1 議案第 4 5 号 令和 2 年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 2 議案第 4 6 号 令和 2 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 3 議案第 4 7 号 令和 2 年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 4 議案第 4 8 号 令和 2 年度福崎町水道事業会計決算認定について
- 第 1 5 議案第 4 9 号 令和 2 年度福崎町工業用水道事業会計決算認定について
- 第 1 6 議案第 5 0 号 令和 2 年度福崎町下水道事業会計決算認定について
- 第 1 7 議案第 5 1 号 令和 2 年度福崎町工業団地造成事業会計決算認定について
- 第 1 8 議案第 5 2 号 令和 2 年度福崎町水道事業剰余金処分について
- 第 1 9 議案第 5 3 号 令和 2 年度福崎町下水道事業剰余金処分について
- 第 2 0 議案第 5 4 号 福崎町工場立地法準則条例の制定について
- 第 2 1 議案第 5 5 号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法

- | | | |
|-------|-----------|---------------------------------------|
| | | 律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 第 2 2 | 議案第 5 6 号 | 令和 3 年度福崎町一般会計補正予算（第 3 号）について |
| 第 2 3 | 議案第 5 7 号 | 令和 3 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 第 2 4 | 議案第 5 8 号 | 令和 3 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 第 2 5 | 議案第 5 9 号 | 訴えの提起について（町有地の不法占有） |
| 第 2 6 | 議案第 6 0 号 | 福崎町道路線の廃止及び認定について |

開会及び開議

- 議 長 皆さん、おはようございます。
- 第 4 9 9 回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
- 初秋の季節になりましたが、まだ暑い日が続く中、皆様におかれましては、ご健勝にてご参集を賜り、誠にありがとうございます。
- 新型コロナウイルス感染症につきましては、緊急事態宣言が発令され、福崎町を含む中播磨管内でも毎日のように陽性者数が計上されています。感染防止対策を行う中での、本定例会開催となります。会議中は発言時を含めマスクの着用をお願いします。なお、演壇、質問席及び議長席については、熱中症等も考慮し、マウスシールド等の着用を可といたします。換気のため、傍聴席入り口のドアを開けて進めさせていただきます。手指消毒液を議場ロビーに配置していますのでご利用ください。議場に入場される方の検温を実施しておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。感染症の予防及び拡大防止に配慮して議会運営を運営してまいりたいと思っておりますので、議員、理事者及び傍聴の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。
- さて、本定例会に提案されます案件は、報告第 5 号から議案第 6 0 号までの報告 2 件、議案 2 1 件、計 2 3 件であります。いずれも重要な案件でありますので、慎重に審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願いいたしまして、本定例会の開会の挨拶といたします。
- ただいまの出席議員数は 1 4 名でございます。定足数に達しております。よって、第 4 9 9 回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。
- また、総務課及び事務局から写真撮影の申出が出ておりますので、撮影を許可いたします。
- ただいまから、第 4 9 9 回福崎町議会定例会を開会いたします。
- これより本日の日程に入ります。
- 本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議 長 日程第 1 は会議録署名議員の指名であります。
- 会議録署名議員の指名は、会議規則第 1 2 7 条の規定により議長が指名いたします。
- 3 番、大塚記美代議員
9 番、植岡茂和議員

以上、両議員にお願いをいたします。

日程第2 会期の決定

- 議 長 日程第2は、会期の決定であります。
会期の決定の件を議題といたします。
去る8月27日、議会運営委員会を開いて検討をお願いしましたところ、既に皆さんのお手元に配付しております日程表案のとおり、本日から9月24日までの22日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から9月24日までの22日間といたします。

日程第3 諸報告

- 議 長 日程第3は、諸報告であります。
7月5日の第498回福崎町議会臨時会閉会后、本日までの議会活動について、事務局に報告をさせます。
- 事 務 局 議会活動報告をいたします。
報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。
7月28日、ホテル北野プラザ六甲荘において、兵庫県町議会議長会定期総会が開催され、議長、各議員が出席いたしました。
8月2日、兵庫県庁において、兵庫県地方議会協議会が開催され、議長が出席いたしました。
9月1日、赤穂市文化会館において、赤穂市制70周年記念式典が開催され、議長が出席いたしました。
そのほかの議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。
以上です。
- 議 長 以上で、議会活動報告を終わります。
また、例月出納検査の報告書が議長宛てに提出されており、その写しを配付しております。
次は、議案の上程及び議案説明であります。これより、報告第5号、第32期株式会社もちむぎ食品センター決算報告についてから、議案第60号、福崎町道路線の廃止及び認定についてまでの23件を議題といたします。
これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。
- 町 長 皆さん、おはようございます。
本日は、第499回定例会を招集しましたところ、全員のご出席を賜りありがとうございます。
東京オリンピックが終わり、パラリンピックの熱戦も終盤を迎えています。
東京オリンピックでは、日本選手が大活躍をしました。金メダル27個を含む合計58個のメダルを獲得しました。多くの皆さんがテレビの前で声援を送られたのではないかと思います。
新型コロナウイルスの感染拡大が止まらず、賛否両論のある中での開催となりましたが、無事に閉会式を迎えることができ、まずはよかったなと安堵をしております。
金メダルを取れた選手、力を発揮できなかった選手、どの選手も試合後のイン

タビューでは、「支えてくれた周りの方々に感謝をします」と、必ず感謝の気持ちを述べていたのが印象に残っています。

そして、今、行われているパラリンピックは、様々な障がいのある選手が世界中から集まって、創意工夫を凝らして限界に挑む大会です。陸上競技や水泳、サッカー、柔道などのほか、ボッチャなど、パラリンピック特有の競技もあります。

選手はすごい力を持っています。つらいことがあっても向き合い、乗り越えようとする力、難しいことがあっても諦めずに頑張る力。人の心を揺さぶり、やる気を与えてくれる力があります。パラリンピックは、私たちにたくさんの勇気と感動を与えてくれるはずです。

このように世界的なスポーツ大会が開催されている一方で、兵庫県は8月20日から4度目の緊急事態宣言下となりました。感染力が非常に強いデルタ株による感染が全国で拡大しています。その中でも家庭内感染の割合が高くなっています。家族を守るために私たちができる最も身近で重要な対策は、3密を避ける、マスクの着用、小まめな手指の消毒などです。また、飲酒を伴う懇親会や大人数で長時間に及ぶ飲食は感染リスクが高まりますので控えることが大切であります。これらのことを改めて呼びかけてまいります。

もう1つのコロナ対策の柱であるワクチン接種は、着実に進んでいます。60歳以上と基礎疾患を有する方へのワクチン接種は、希望者全員に完了しました。12歳以上59歳までの対象者は約1万人ですが、8月25日現在、約5,300人分のワクチンを確保して予約を受け付けています。9月16日からは、さらに1,200人分の予約を開始します。

ワクチン接種で感染を完全に防ぐことはできませんが、万一感染しても重症化を抑える効果が期待されています。希望される方全員にできるだけ速やかにワクチン接種ができるよう、全力で取り組みます。

かねてから多くの町民の皆様から文珠荘再開の要望を聞いていました。昨年の募集では、新型コロナウイルス感染拡大の影響で応募はありませんでした。このたび、改めて再募集したところ2者から応募があり、審査の結果、メディカ・ジャパン株式会社を指定管理者とする議案を提出しています。異業種参入ではありますが、事業計画に創意工夫があり、文珠荘の運営に強い意欲と熱意が感じられました。議決をいただければ、1月初旬に再オープンする予定で進め、町民の皆様の声に応えていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

8月1日に、第53代兵庫県知事に齋藤元彦知事が就任されました。5期20年にわたる井戸県政と同様、県と協力、連携して町政を進めていきたいと考えております。

各課からの事業報告です。

総務課では、令和4年度採用の職員採用試験の募集を締め切りました。一般行政職は若干名の採用予定に対して45人、保健師1人に対し2人、保育教諭2人に対し6人、土木職1人に対し2人、建築職1人に対し8人の応募がありました。

1次試験は、9月19日、神戸医療福祉大学で実施します。

次に、選挙管理事務についてですが、選挙人名簿の定時登録者数は、9月1日の基準日現在、男子7,388人、女子8,078人、計1万5,466人となり、前回の6月の選挙時登録より67人の減となっています。

企画財政課では、8月30日に大塚製薬株式会社と包括連携に関する協定を締

結しました。住民サービスの向上と健康的な生活の実現を目指し、健康維持・増進、食育、防災減災などに関して、連携・協力していきます。

町有地の売払いに係る一般競争入札を9月17日に公告し、10月18日に開札の予定で準備を進めています。物件は、東田原で2区画、駅前で2区画、西治で2区画の合計6区画です。

税務課では、令和3年度町県民税の納税通知書を6月16日に、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納入通知書を7月16日に発送しました。

また、滞納整理対策委員会では、債権管理条例に基づき、税・使用料等の債権管理台帳を作成し、情報の共有化を図るとともに、令和3年度徴収計画に基づき、関係課と連携しながら滞納整理に取り組みます。

地域振興課では、福崎秋まつりは新型コロナウイルス感染症の影響で中止としました。

福崎町商工会による「なっ得商品券」事業が、7月15日から始まりました。今回も新型コロナウイルス感染症対策事業として、プレミアム部分を20%とし、額面総額を1億2,000万円に増額し、令和4年1月14日まで実施します。

住民生活課では、子育て世帯生活支援特別給付金などの新型コロナウイルス感染症対応支援策につきましては、順調に給付事務を進めています。

自然歩道を歩こう大会は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止としました。

秋の全国交通安全運動は、9月21日から9月30日までの予定で実施されます。

健康福祉課では、新型コロナウイルスワクチン接種については、59歳以下の方への接種も進んでおり、接種済みの方と9月に接種予定の第2次予約の方を合わせると、全人口に対する接種率は約70%になります。12歳から高齢者までの対象者では、接種率は80%となります。

9月は老人福祉月間で、1日には最高齢者宅を訪問し、祝福させていただきました。30日には文化センターで老人芸能慰安会を開催し、曲芸・漫才・歌謡ショーなどをお楽しみいただく予定です。

農林振興課では、福崎町農業委員会において、8月26日、27日の2日間で、町内全域の農地パトロールを実施しました。今後、耕作放棄地や不適切な使用等について整理し、所有者等に対し文書や現地立会い等を行い、適正な管理となるように指導します。

人と動物とのすみ分けを図るため、山林の見通しをよくする野生動物共生林整備事業を田口地区で進めています。8月20日に事業説明会を開催しました。今年度は、支障木の伐採や間伐・刈り払い等、整備工事を実施します。

まちづくり課では、福崎駅へのアクセス強化などを目的に取り組んでいる都市計画道路福崎駅田原線の見直しについては、国、県との調整も進み、10月の町都市計画審議会、11月の県都市計画審議会を経て、12月の都市計画変更を目指します。

また、町道福崎駅田原線及び町道千束新町線について、測量業務から事業着手いたします。

道路の舗装経年劣化などに対応するため、町道中島八幡線などにおいて、舗装修繕工事を実施します。

橋梁補修では、定期点検の実施や補修工事の進捗を図ります。

高岡地区で発生している町有地の不法占有については、相手方との話し合いを進

めてきましたが、解決の見込みがないため、提訴することとしました。

上下水道課では、水道事業では、南大貫地区において、東部工業団地配水池送水管更新跡の舗装本復旧工事を進めています。また、駅前、馬田、新町地区において、各戸メーター替えを10月から実施します。

下水道事業汚水整備では、昨年度に引き続き、マンホールポンプ通報装置改築工事（その2）を施工すべく入札事務を進めています。

雨水幹線整備では、南田原地区の川すそ雨水幹線工事を進めています。併せて、播但道福崎南ランプから上流へ約500メートルの区間の詳細設計に取り組んでいます。

福田・駅前地区では、直谷第2雨水幹線工事（その1）が完了し、（その2）の工事発注を目指して取組を進めています。

工業団地整備室では、工業団地造成事業は造成工事がほぼ完了し、売却に向けて事務を進めています。

また、隣接するイーストパークの駐車場の整備工事にも着手しています。

学校教育課では、福崎西中学校、福崎東中学校、田原小学校のトイレ洋式化工事の実施設計業務を委託しました。令和4年度での工事実施に向けて準備を進めます。

令和2年9月から着手していた福崎小学校北校舎長寿命化改修工事は、8月末で校舎内部が完成し、2学期から子どもたちは新しい教室やトイレを使っています。新型コロナウイルスの感染が広がる中、2学期が始まりました。これまで以上に児童生徒にマスクの正しい着用の指導や手指消毒の徹底、給食時における黙食など、感染防止を徹底します。そのような状況の中ではありますが、運動会や体育大会、修学旅行など、子どもたちに意義深い行事をできる限り開催していきたいと考えています。

社会教育課では、毎年8月に開催している山桃忌は、今年で第42回を迎えました。

図書館では、恒例行事となりましたキャンドルナイトを9月10日の夕暮れから開催いたします。

10月30日の文化講演会は、東大のクイズ王としてテレビでおなじみの伊沢拓司氏をお招きし、文化センターで開催する予定です。町内の方に限定するとともに、エルデホールのメインホールにも同時放映することで調整を進めています。

さて、今議会に提出した議案は、報告2件、議案21件の計23件です。

報告第5号、第32期株式会社もちむぎ食品センター決算報告については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第32期の決算内容を報告するものです。

報告第6号、令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の意見をつけて報告するものです。

議案第40号、福崎町文珠荘の指定管理者の指定については、福崎町文珠荘の指定管理者にメディカ・ジャパン株式会社を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第41号、兵庫県市町交通災害共済組合の解散についてから、議案第43号、兵庫県市町交通災害共済規約の一部変更についてまでは、兵庫県市町交通災害共済組合の解散に係る3議案で、財産の処分の方法や規約の一部変更などについて、議会の議決を求めるものです。

議案第44号、令和2年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第47号、令和2年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定をお願いするものです。

議案第48号、令和2年度福崎町水道事業会計決算認定についてから、議案第51号、令和2年度福崎町工業団地造成事業会計決算認定については、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定をお願いするものです。

議案第52号、令和2年度福崎町水道事業剰余金処分について及び議案第53号、令和2年度福崎町下水道事業剰余金処分については、水道事業及び下水道事業のそれぞれの決算認定の議案に関連するもので、未処分利益剰余金の一部を処分することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第54号、福崎町工場立地法準則条例の制定については、工業専用地域において、工場敷地面積に対する緑地及び環境施設のそれぞれの面積の割合に関する事項について、国が定めた基準に代えて、福崎町の実情に合わせて独自に適用すべき基準を設定するための工場立地法の規定に基づく条例の制定で、公布の日から施行するものです。

議案第55号、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、関係する条例に所要の改正をする整理条例の制定で、令和3年9月1日から適用するものです。

議案第56号、令和3年度福崎町一般会計補正予算（第3号）については、既定の総額に歳入歳出それぞれ1億3,700万円を追加し、歳入歳出総額を84億5,670万円とするものです。

議案第57号、令和3年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、既定の総額に歳入歳出それぞれ1,300万円を追加し、歳入歳出総額を19億9,870万円とするものです。

議案第58号、令和3年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、既定の総額に歳入歳出それぞれ2,190万円を追加し、歳入歳出総額を17億5,510万円とするものです。

議案第59号、訴えの提起について（町有地の不法占有）は、福崎町高岡地区の町有地に存する有体動産を収去し、同土地を明け渡し、かつ、賃料相当損害金を請求する訴えを提起することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第60号、福崎町道路線の廃止及び認定については、道路法の規定に基づき、1級33号線を廃止し、新たに1級33号線を認定することについて、議会の議決を求めるものです。

以上、報告が2件、決算が8件、剰余金処分が2件、条例制定が1件、条例改正が1件、補正予算が3件、提訴が1件、その他5件の全23件となっています。

詳細説明は、それぞれ担当課長が行いますので、ご審議賜りご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。冒頭挨拶とさせていただきます。

議長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知ください。

議 長 日程第4、報告第5号、第32期株式会社もちむぎ食品センター決算報告についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

地域振興課長 報告第5号、第32期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について、ご説明申し上げます。

株式会社もちむぎ食品センターは、福崎町が2分の1以上を出資している法人であることから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、その決算について、ご報告させていただくものでございます。

1ページをお願いいたします。事業報告について、概要を申し上げます。

第32期は、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言などが発出され、厳しい経営となりました。観光客の自粛や団体利用者がなくなるなど、年間利用者は3万4,500人で、前期より8,500人の減、事業実績は1億2,861万円で、前期より2,800万円の減となり、前期実績の82%まで減少いたしました。売上総損益も4,726万円で、前期より994万円の減となりました。コスト削減など、経営努力に取り組みましたが、厳しい経営を強いられ、営業利益は601万円の赤字となりました。ですが、新型コロナウイルス感染症経済対策に係る交付金、助成金、675万円の給付を受け、経常利益は74万円の黒字を確保することができました。また、再建に係る長期借入金の返済については、苦しい経営の中、300万円を町へ返済いたしました。

各事業の実績は記載のとおりでございます。

3ページをお願いいたします。貸借対照表です。

まず、資産の部、流動資産は現金及び預金から仮払税金まで合わせて6,389万4,467円、固定資産は有形固定資産、無形固定資産と金融機関等への出資金や保険積立金で1,009万5,220円で、資産の部合計は7,398万9,687円となり、前期と比較しますと、約502万円の減となりました。主な要因としましては、原材料で、約300万円の減となっております。

負債の部では、流動負債が買掛金から商品券まで913万5,685円、固定負債は町からの長期借入金の残高6,300万円で、負債の部合計は7,213万5,685円となり、前期と比較しますと、約530万円の減となりました。

純資産の部は、資本金3,000万円は変わらず、利益剰余金は当期純利益が28万3,706円で、繰越利益剰余金がマイナス2,814万5,998円となりました。純資産の部合計は、185万4,002円となりました。また、前期と比較しますと、うち当期純利益金額が約277万円の減額となっております。

負債及び純資産の合計は、資産の部合計と同額の7,398万9,687円という状況でございます。

4ページをお願いいたします。損益計算書です。

売上高合計は1億2,861万7,185円、前期と比較しますと、約2,800万円の減となりました。売上原価は、期首棚卸高、商品仕入高、当期製品製造原価の合計から期末棚卸高を差し引いた8,134万9,477円で、差引き売上総利益は4,726万7,708円となりました。前期と比較しますと、約994万円の減となりました。

一方、販売費及び一般管理費は、5ページをお願いいたします。5ページに内訳を

お示ししておりますとおり、給料手当や販売促進費、支払手数料や保険料などの合計5,327万8,541円でございます。

4ページに戻ってください。

4ページです。営業利益はマイナス601万833円となり、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、赤字となりました。営業外収益は、雑収入として、コロナ対策に係る国・県・町からの交付金、補助金など、675万3,055円の給付を受け、経常利益は74万3,295円となりました。そして、法人税等を差し引いた当期純利益は28万3,706円となり、黒字を確保することができました。

なお、売上原価の7行目です。当期製品製造原価7,074万3,890円の内訳を、6ページでございます。6ページに製造原価報告書としてお示ししております。材料費は2,459万3,973円、労務費はレストラン、売店、麺工場等に係る人件費で、3,381万3,339円。製造経費は、素麺、精麦、カステラなどの外注加工費や水道光熱費、保険料などの1,233万6,578円。合計で当期製品製造原価は7,074万3,890円となりました。前期と比較しますと、約1,617万円の減となり、コスト削減にも取り組んでおります。

7ページ、お願いいたします。

7ページは、株主資本等変動計算書です。貸借対照表の純資産の部において、第32期に変動があった項目をお示ししております。変動額については、いずれも当期純利益28万3,706円によるものでございますが、繰越利益剰余金及び利益剰余金合計が、当期首残高マイナス2,842万9,704円から、当期末残高マイナス2,814万5,998円に、株主資本合計及び純資産の部合計は、当期首残高157万296円から当期末残高185万4,002円となっています。

8ページをお願いいたします。

8ページには、重要な会計方式に係る注記として、棚卸資産の評価方法や減価償却の方法、消費税の会計処理に係る採用方式を記述するとともに、株式の発行総数が600株であることをお示ししております。

9ページをお願いいたします。

9ページは、監査報告書を添付しております。後ほど、お目通しください。

10ページをお願いいたします。

10ページは、第33期の事業計画となります。1、売上高につきましては、1億3,200万円と立てておりますが、緊急事態宣言など、コロナの影響で予想は難しいところです。8、経常損益につきましては、マイナス約200万円とし、第33期も厳しい経営が予想されます。

資料でございます。

報告第5号説明資料としましては、1ページです。1ページは、第32期事業実績表でございます。やかたに来られた団体客の利用者数につきましては、売店枠内の立寄・食事欄の集計で表しています。また、その上のレストラン月間利用者数欄につきましては、個人・団体合わせての利用人数の集計となります。合計では、前期比8,517人の減となりました。その他の数値としましては、各部門別の売上実績となります。

2ページをお願いいたします。

2ページはレストラン利用者数比較表を、3ページは組織表と役員名簿を、4ページは商品一覧表ともち麦の収穫、在庫の状況の推移を添付しております。

後ほどご確認ください。

以上、報告第5号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第 5 報告第 6 号 令和 2 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議 長 日程第5、報告第6号、令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 報告第6号について、ご説明申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して9月議会に報告させていただくものであります。意見書につきましては、議案書に添付しておりますので、ご参照願います。

それでは、議案の2ページ目をお開きください。

まず、健全化判断比率では、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、各会計において赤字額が発生しておりませんので該当いたしません。実質公債費比率は9.8%、将来負担比率は90.9%です。それぞれの指標における早期健全化基準並びに財政再生基準は、表にお示ししているとおりであります。

報告第6号資料に算定内訳等を添付しておりますので、資料に沿って補足説明をさせていただきます。

まず、資料の3ページをお開きください。

実質赤字比率は左上の一般会計等が対象でありまして、実質収支額を標準財政規模で除したマイナスの4.51%となりました。実質収支が黒字の場合は、マイナス表示となります。

次に、連結実質赤字比率は一般会計等に全ての公営企業会計を加えたものが対象でありまして、右下になります。全会計における実質収支額及び資金剰余額の合計を標準財政規模で除したマイナスの25.09%となりました。

実質公債費比率につきましては、資料の4ページをお開き願います。

実質公債費比率の対象となる公債費等は、①の元利償還金の額から②③を除いた⑦一時借入金の利子までの合計が該当いたしまして、⑧の特定財源から⑩の密度補正の元利償還金の合計につきましては、特定財源や普通交付税算入分など、公債費等から除外する項目であります。

算定結果は中段の右寄りになりますが、令和2年度単年では9.48316%と令和元年度に比べ約0.13%好転しており、3年平均では9.8%で、前年度は10.3%でありましたので、0.5%好転しております。

3か年平均における好転した要因は、平成29年度と令和2年度の比較になりますが、①一般会計の地方債の元利償還金の約5,550万円の増加、⑨事業費補正に係る基準財政需要額に算入された公債費の約1億900万円の減少というマイナスの要因があるものの、④公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金約1億4,000万円の減少、また、⑩災害復旧費等に係る基準財政需要額が約5,520万円増加したことなどにより、実質公債費比率の分子が約3,800万円減少したこと、また、分母を構成します標準財政規模が約1億8,700万円増加したことが主な要因であります。

単年度の実質公債費比率の減少、好転要因としましては、これも①一般会計の地方債の元利償還金が約3,200万円の増加、⑨⑩の元利償還金、準元利償

還金に係る基準財政需要額への算入額が約1,300万円減少したというマイナスの要因があるものの、④公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還に充てたと認められる繰入金約3,700万円減少したこと、また、分母を構成します標準財政規模が約1億7,600万円増加したことが主な要因となっております。

将来負担比率につきましては、資料5ページをお願いいたします。

対象となります将来負担額は、上段に記載しております地方債現在高から退職手当負担見込額までの各項目で、合計は下段の算式中A欄175億2,777万円です。この将来負担額に対する充当可能財源等は、中段にお示ししていませんとおり、合計は下段のB欄133億7,004万3,000円、差引き実質負担額は41億5,772万7,000円です。これを標準財政規模から普通交付税に算入された公債費等の額を控除しました45億7,292万9,000円で除したものが将来負担比率で、90.9%となります。前年度は117.9%でありましたので、27.0%好転しております。

好転の要因ですが、表の中段、充当可能財源等の地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額が約1億1,870万円減少したというマイナスの要因があるものの、上段、将来負担額の地方債現在高の約2億2,370万円の減、公営企業等繰入見込額の約8億3,230万円の減などにより、実質的な将来負担額が約10億1,310万円減少したこと、また、分母を構成します標準財政規模が約1億7,600万円増加したことが主な要因となっております。

最後に公営企業会計における資金不足比率等につきましては、資料6ページをお開き願います。

資金不足額・剰余額につきましては、右から7列目(8)の列になりますが、法適用企業会計の水道事業、工業用水道事業、下水道事業会計及び工業団地造成事業会計、これらの資金不足額・剰余額は、主に流動資産から流動負債を控除したものが資金剰余額であります。いずれの会計も資金収支は黒字であり、資金不足は発生しておりません。

以上が各指標の概要であります。よろしくお願い申し上げます。

日程第 6 議案第 40号 福崎町文珠荘の指定管理者の指定について

議 長 日程第6、議案第40号、福崎町文珠荘の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第40号、福崎町文珠荘の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもので、文珠荘の指定管理者としてメディカ・ジャパン株式会社を指定しようとするものです。指定期間は令和3年11月1日から令和6年3月31日までの2年5か月です。営業開始の期限は、令和4年1月6日としております。

文珠荘の指定管理につきましては、前指定管理者の指定管理期間が令和2年度末で満了するため、昨年11月に指定管理者の募集を行いました。応募がなく、4月から休館としておりましたが、開館に向け再度公募を行い、指定管理者の候補者を選定しました。

議案第40号資料2ページをご覧ください。

候補者選定結果についてです。右側の8番、選定経過について、7月5日から

8月6日までの間、町広報やホームページなどで公募を行い、現地説明会の参加者と同じ2団体から申請がありました。候補者の選定は、指定管理者選定委員会で審査基準を定め、それに基づき、施設活用の創意工夫や飲食サービスの提案について評価を行い、専門家には団体の経営状況、収支計画、原価率の設定などについての評価を行ってもらい、それらと面接によるヒアリングにより審査を行った結果、総合評点が高かったメディカ・ジャパン株式会社を指定管理者の候補者として選定しました。

総合評点の審査基準表は、次の3ページをご覧ください。

審査基準につきましては、(1)事業計画の評価は12項目、100点、(2)管理運営、経費等の評価は2項目で50点、(3)飲食提案等の評価は5項目、50点、合計で200点満点で、専門家による評価点数と選定委員7名の平均点を評価点数としました。

資料4ページからは、メディカ・ジャパンの指定申請書になります。

資料の8ページをご覧ください。

右側にあります魅力ある施設にするための提案として、キッズスペースの設置、1階ロビーの有効活用、ランチメニューの開発のほか、レディースウイークの設定なども考えられています。

次に、資料10ページの右側をご覧ください。

自主事業の提案では、住民説明会で要望のあった1階でのカフェスペースの運営、その他にグランピング体験、バーベキュー場の運営など、利用促進に向けた取組を考えられています。なお、カフェスペースの設置については、本協定締結後、事業者と調整しながら進めていきたいと考えております。

次に、資料16ページの右側をご覧ください。

メディカ・ジャパンのグループ会社の状況になります。候補者のメディカ・ジャパンの100%親会社であるトルウェイサービス株式会社は、高速道路の料金徴収業務や交通管理業務を行っておりますが、将来を見据え、道路事業だけではなく新たな事業展開を図るため、子会社であるメディカ・ジャパンで文珠荘の運営を行うこととされました。

次に、20ページをご覧ください。

令和3年度から令和5年度までの収支計画書になります。左側は総括、右側が詳細になります。右側の表の下から2行目、収支差引合計マイナス分が指定管理料になります。2年5か月間の総額は、2,649万円になっております。

資料21ページから25ページには、登記簿謄本、貸借対照表、損益計算書を添付しておりますので、またご覧ください。

次に、資料26ページからは、指定管理に係る協定書の写しを添付しております。

資料26ページの第4条の指定管理料につきましては、先ほど申しあげましたように、提案額の総額2,649万円とし、令和3年度は11月と3月の2回での支払い、令和4年度、令和5年度は年4回に分割して支払いをします。

その他の条文につきましては、前回協定書と大きな変更点はございません。

この協定書は議会の議決をいただいた後、本協定となります。

また、本日、追加資料としまして、メディカ・ジャパン株式会社の親会社であるトルウェイサービス株式会社の登記簿謄本、組織概要を添付させていただいておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第40号の説明を終わります。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議 長 提案説明の途中ですが、暫時休憩をいたします。
再開は10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時26分
再開 午前10時43分

◇

議 長 会議を再開いたします。

- 日程第 7 議案第41号 兵庫県市町交通災害共済組合の解散について
日程第 8 議案第42号 兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
日程第 9 議案第43号 兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更について

議 長 日程第7、議案第41号、兵庫県市町交通災害共済組合の解散についてから、
日程第9、議案第43号、兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更につい
てまでの3議案を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

住民生活課長 議案第41号、兵庫県市町交通災害共済組合の解散について、ご説明いたしま
す。

兵庫県市町交通災害共済組合の解散につきましては、地方自治法第288条の
規定により、令和4年3月31日限りで兵庫県市町交通災害共済組合を解散す
ることについて協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求
めるものであります。

議案第41号資料をご覧ください。

兵庫県市町交通災害共済組合は、昭和43年11月1日に設立し、現在の構成
市町は19市町となっております。

解散に至った経緯です。交通災害共済事業は、昨今の社会情勢の変化により、
事業に対する市町民からの必要性が低下しており、加えて、兵庫県市町交通災
害共済組合の運営状況から事業継続は難しく、また、行政が実施する交通災害
共済事業として一定の役割は終えたとの判断から、平成29年度中の兵庫県市
町交通災害共済組合検討委員会におきまして、平成31年度を加入募集の最終
年度とし、令和3年度末をもって、兵庫県市町交通災害共済組合を解散すべ
きとの意見で一致いたしました。

令和3年度末に解散する理由でございますが、設立基金が枯渇するまで事業の
継続を希望する意見もありましたが、毎年多額の基金を取り崩し運営している
状況であること、令和4年度には、加入管理口座振替システム更新に多額の費
用が必要となることから、次期更新までに終息すべきであろうという意見が大
勢を占め、令和3年度末の解散に向けて取り組むべきとの結論に至ったもので
ございます。

以上、議案第41号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第42号、兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処
分について、ご説明いたします。

兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分につきましては、地方自治
法第289条の規定により、令和4年3月31日限りで、兵庫県市町交通災害
共済組合を解散することに伴う財産処分について協議するため、同法第290
条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第42号資料をご覧ください。

設立基金の分配額計算書です。基金残額は8億2,695万3,490円です。3割は均等割とし、7割は平成20年度から平成29年度の累積加入人数で案分し、構成市町それぞれの分配金額を計算しております。福崎町の分配金額は、3,448万5,444円です。

以上、議案第42号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第43号、兵庫県市町交通災害共済組合理約の一部変更について、ご説明いたします。

兵庫県市町交通災害共済組合理約の一部変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、兵庫県市町交通災害共済組合理約の一部を次のとおり変更することについて協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第43号資料をご覧ください。

新旧対照表です。兵庫県市町交通災害共済組合が解散した場合の事務の承継団体を規約に明記するため、第14条として、組合が解散した場合には、佐用町が事務を承継することを追加し、第2項は決算審査について規定するものであります。

以上、3議案ともご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第10 | 議案第44号 | 令和2年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 | 議案第45号 | 令和2年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 議案第46号 | 令和2年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 議案第47号 | 令和2年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |

議長 日程第10、議案第44号、令和2年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第13、議案第47号、令和2年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの4議案を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

会計管理者 議案第44号から議案第47号までの4議案について、決算書及び議案説明資料により概要説明をいたします。

まず、議案第44号は、地方自治法第233条第3項の規定により、一般会計歳入歳出決算について、別紙監査委員の意見を付して、議会の承認を求めるものでございます。

初めに、お手元に配付をしております決算書の一般会計の252ページをお願いいたします。252ページは、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額104億7,063万343円、歳出総額101億9,830万3,672円、差引額2億7,232万6,671円のうち、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額2,612万7,000円で、実質収支額は2億4,619万9,671円となり、令和3年度へ繰越しをいたします。

253ページから260ページまでは、財産に関する調書で、公有財産、物品、基金及び債権の保有内容をお示ししておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続いて、決算の概要をご説明させていただきます。

議案第44号説明資料の1ページをお願いいたします。

令和2年度一般会計の決算概要について、この説明書により割愛しながら朗読して説明に代えさせていただきます。

初めに歳入についてでございます。

歳入総額は104億7,063万343円で、対前年度比16億9,959万9,253円、19.4%の増となりました。内訳は、第1款の町税、32億6,126万4,700円から、第22款の町債、7億224万1,000円まででございます。

下から3行目です。主な増減内容につきましては、歳入総額の31.2%を占める町税の収納額は6,552万3,195円の減となりました。個人町民税では税額控除が増えた要因などにより、401万3,138円の減、法人町民税は税率が下がったことにより、5,519万5,810円の減。

続きまして、2ページでございます。固定資産税の土地は地価の下落が続いているため、489万4,929円の減、家屋は据置年度のため、新增築家屋への課税による増額となり、850万4,452円の増、償却資産は企業が設備投資を控えたため、1,340万6,221円の減となりました。軽自動車税は税率改正の影響などで、554万1,547円の増、町たばこ税は増税による影響で、販売本数の減などにより188万4,346円の減となりました。地方譲与税は252万1,993円の増、利子割交付金は18万2,000円の増、配当割交付金は118万円の減、株式等譲渡所得割交付金は890万5,000円の増、法人事業税交付金は3,542万4,000円の増、地方消費税交付金は7,224万2,000の増、ゴルフ場利用税交付金は114万3,996円の減、環境性能割交付金は自動車取得税交付金に代わるもので、1,097万8,410円の減、地方特例交付金は5,755万円の減、地方交付税は4,363万7,000円の増、交通安全対策特別交付金は23万4,000円の増、分担金及び負担金は、幼児教育無償化による公立認定こども園負担金の減などにより、3,976万6,119円の減、使用料及び手数料は、町営住宅駅前団地の入居者の増による住宅使用料の増などにより、108万7,053円の増、国庫支出金は新型コロナウイルス感染症対策による特別定額給付金の事業費補助金などの増により、21億9,631万3,022円の増、県支出金は1,633万7,360円の減、財産収入は土地売払い収入の減などにより、2,180万125円の減、寄附金は26万2,954円の減、繰入金は270万3,138円の増、繰越金は50万2,780円の増、諸収入は学校給食費の無償化期間分の児童生徒給食納付金の減などにより、1億376万3,574円の減、町債は3億4,584万7,000円の減となりました。

2ページ右側に前年度歳入決算額との比較表を添付しております。

続きまして、3ページをお願いいたします。左側下でございます。歳出についてでございます。

歳出総額は101億9,830万3,672円、対前年度比16億3,866万5,521円、19.1%の増となりました。

歳出の前年決算額との款別の比較表を3ページ右側にお示しをしておりますので、そちらもご参照をお願いいたします。

次に、款別の事業につきまして、ご説明をさせていただきます。

議会費でございます。議会費では、定例会4回と臨時会3回が招集され、議案97件、報告7件、意見書2件について、慎重に審議をいたしました。それぞれについて、適正妥当な結論を導き、議会の権能と責任を果たすよう努め、町

民に分かりやすい開かれた議会活動と円滑な議会運営を行いました。

次ページをお願いいたします。

総務費です。一般管理費では、町民の皆様と町職員が共に学習して、よりよい福崎町をつくるための福崎まちづくり出前講座を実施いたしました。遠野市との交流事業として、平成27年度から毎年参加していた遠野市産業まつりは、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となり、遠野市を訪問することはできませんでした。

財産管理費の庁舎管理事業では、窓口カウンター案内表示板の作成や非常用放送設備の更新を実施しました。また、窓口カウンターに飛沫感染防止のため、アクリルつい立てを設置いたしました。防犯灯設置事業では、児童の安全な通学路確保や関係自治会からの設置要望等により、防犯灯を設置いたしました。

企画費のふるさと応援寄附金事業では、町外の多くの寄附者に応援してもらえるように、記念品の充実と記念品協力事業者を募り、事業の拡充に取り組みました。

地域振興費では、参画と協働のまちづくりを進めるための自立（律）のまちづくり交付金事業や地域交流広場事業、アドプト事業を行いました。福崎夏まつり、福崎秋まつり及び民俗辻広場まつりは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業を実施することはできませんでした。

交通対策費の交通安全対策事業では、春・秋の全国交通安全運動、夏・年末の交通事故防止運動を実施し、交通安全意識の高揚と交通事故防止を啓発いたしました。また、交通危険箇所には、カーブミラー、通学路標識、啓発用看板などを設置しました。

通学路整備事業では、各改善要望箇所へカラー塗装工事や転落防止柵の設置等を実施し、児童等が安全に通学できるよう努めました。

特別定額給付金給付費では、新型コロナウイルス感染症に伴う家計への支援等の対策として、給付対象者に一律10万円を支給する特別定額給付金事業を実施しました。支給世帯数は7,765世帯、支給人数は1万9,041人で、支給率は対象世帯数の99.6%、対象人数の99.8%となりました。

応援給付金給付費では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、0歳から大学生等にいる世帯に子ども1人当たり2万円を支給する子育て世帯応援給付金給付事業を実施、また、特別定額給付金給付基準日より後に生まれた子のいる世帯に1人当たり10万円を支給する新生児世帯応援給付金給付事業を実施いたしました。そのほか、ひとり親世帯応援給付金給付事業、単身大学生等応援給付金給付事業及び学校給食等無償化応援給付金給付事業を実施いたしました。

戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業では、個人番号カードの交付率向上のため、写真の無料撮影とカード申請の受付を行いました。令和2年度は、休日に申請受付窓口を開設し、5回の申請受付を行いました。令和2年2月から個人番号カードを利用して、コンビニエンスストアで住民票等を取得できるコンビニ交付サービスを開始しており、カードの利便性が向上しております。

統計調査費では、主として国の委託統計を実施しており、令和2年度は教育統計調査、工業統計調査、国勢調査を実施しました。

監査委員費では、公正で合理的な行政運営確保のため、福崎町監査基準及び監査計画に基づいて、決算審査を5日、定期監査を4日、例月出納検査を12日、延べ21日間の監査を行いました。

民生費です。社会福祉総務費は社会福祉事業に要した経費で、主な支出は、民

生委員・児童委員活動に要した経費、社会福祉協議会への委託料・補助金及び巡回バス運行補助に要した経費等でございます。

社会福祉一般事務費では、社会福祉や地域福祉に関する一般的な事務に要した費用を支出いたしました。

次ページをお願いいたします。

各種団体等への負担金を支出するとともに、新たに新型コロナウイルス感染症の影響で貧困や生活困窮者に対する課題に対応するため、フードバンク活動を実施しているNPO法人等と合意書を締結するなどして、活動を支援いたしました。

社会福祉協議会への運営委託事業では、福祉施策がより有効に実施できるように給食サービス事業やミニデイ事業、障害者相談支援事業等を委託して実施しました。

防犯対策事業では、福崎警察署をはじめとする関係団体と連携し、福崎町防犯指導委員会による防犯パトロールを実施して、防犯意識の高揚を図りました。

巡回バス運行事業では、郊外便・川西地区や川東地区及び買い物便の運行改編を行い、利用者の利便性の向上に努めました。

障害福祉費では、障がいのある方も住み慣れた町で安心して暮らせるよう、福祉の充実と向上を図るために要した費用を支出しました。また、関係団体及び機関と連携を図りながら、障がいへの理解を深め、ライフスタイルに応じた情報提供やサービス提供を行いました。

国民年金事務費では、住民に対する国民年金制度の周知に努め、姫路年金事務所と協力・連携して、未加入者・未納者の解消に取り組みました。

老人福祉費では、少子化、核家族化の進行によって、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加傾向にある中、高齢者自身が要介護状態にならないよう予防し、これまでの能力、経験を生かし、生きがいを持って、安心して暮らせるような生活支援を基本とした各事業に要した費用を支出しました。

令和2年度末における当町の高齢化率は28.87%で、令和元年度末より0.41%の伸びとなりました。

老人福祉給付事業では、要援護高齢者の安全・安心の確保や経済的負担を軽減し、福祉の向上を図りました。

人生いきいき住宅助成事業では、事業の実施により、住環境が改善され、高齢者及びその家族の利便性の向上が図られました。

介護保険利用者助成事業では、介護保険制度における訪問介護・通所サービス等を利用する低所得者に対し、利用料の自己負担の2分の1を助成することにより、経済的負担を軽減し、介護保険サービスの利用促進を図りました。

医療助成費は、高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等、母子家庭等、高齢重度障害者及び子どもの福祉増進を図るための医療費助成事業に要した経費です。医療費一部負担助成扶助として、高齢期移行者医療を除く医療費助成制度の対象者に、町単独施策として、自己負担額に係る県福祉医療制度の一部負担金について助成しました。

老人ホーム運営費では、入所者の自主性と思いやりの心を育て、家族との連携を図りながら、地域の人との触れ合いを大切にし、明るく楽しく生き生きとした老人ホームづくりに努めました。令和2年度措置人数は、月平均42.3人でした。

老人憩の家管理費は、文珠荘の施設管理に要した費用を支出しました。町民をはじめ地域住民の憩いの場として、利用者によりよいサービスの提供ができる

ように努めましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けました。感染拡大防止の観点から、日帰り入浴は3月末まで利用休止としたことや、老人月間の老人慰安会や団体での忘年会なども利用がなかったため、年間の利用者は2,067人で、令和元年度の利用者3万2,989人と比較して、3万922人の減となりました。令和2年度で指定管理期間が満了するため、新たな指定管理者を募集しましたが適任者はなく、令和2年度末をもって当面の間、休館することになりました。

児童福祉総務費では、児童の健全な育成のため、障がいのある児童に対して年金の支給、障がいのある児童及び母子・父子家庭への就学援助、赤ちゃん誕生祝い記念品の贈呈をいたしました。

学校教育課における子ども子育て支援事業では、福崎町第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況を確認するため、福崎町子ども・子育て会議を開催しました。

次ページをお願いいたします。

保健センターにおける子ども子育て支援事業では、妊娠期から全ての子どもと家庭を対象に継続的支援を目指すため設置した福崎町子ども家庭総合支援拠点、ふくさきっこステーションの子ども家庭支援員による家庭自立相談の充実を図りました。

子育て世帯臨時特別給付金給付事業では、新型コロナウイルス感染症拡大で影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、対象児童1人当たり1万円を支給いたしました。

児童手当費では、次代を担う児童の健全な育成と資質の向上、家庭生活の安定を目的として、児童1人当たり月額1万5,000円または1万円の児童手当を支給しました。また、所得制限を超える場合については、特例給付として、児童1人当たり月額5,000円を支給しました。

保育所費では、福崎町に住所を有し、保護者の就労等の事情により町外の保育所を利用した児童の費用について、該当する私立保育所の設置者に対して費用を支出しました。

認定こども園費では、町内及び町外の認定こども園を利用し、就学前教育・保育を希望する児童のための費用を支出しました。コロナ禍において、手洗いや手指消毒、検温等、感染予防対策を徹底し、教育・保育を実施しました。

子育て支援施設費では、子育て親子が気軽に集い、交流できる場を提供し、子育てに関する相談や情報提供を行うことにより、子育ての孤立化や負担感の軽減を図りました。

学童保育費では、共働き家庭など、学校から帰宅して誰もいない留守家庭の小学生の保護・健全育成を図ることを目的に学校や地域の協力の下、学童保育を行いました。

衛生費です。

保健衛生総務費は、救急医療体制整備、保健事業協力団体等への負担金及び補助金と母子保健事業及び食育推進事業など、保健行政に要する費用を支出しました。令和元年度から実施をしております保健センターの土曜開庁も定着し、相談件数も増加いたしました。

母子保健事業では、会場の消毒、換気等、感染症予防対策を徹底し、相談事業や乳児健康診査等を実施しました。

食育推進事業では、食育推進計画に基づき、妊婦から乳幼児、高齢者までの各世代に対して食育事業を実施しました。

予防費では、住民の健康増進のため、予防的対策として行った予防接種事業、成人保健事業、自殺対策事業の費用を支出しました。

予防接種事業では、安全で適切に接種できる体制を整えるとともに、任意予防接種助成事業も継続し、感染予防と住民の健康増進を目指しました。令和2年度の季節性インフルエンザ予防接種については、新型コロナウイルス感染症緊急支援対策として、全ての高齢者の自己負担額を無料にし、接種率の向上を図りました。

成人保健事業では、女性のがん検診受診率向上啓発事業として、10月1日から4日間、福崎町観光交流センターのピンクリボンライトアップを行いました。

自殺対策事業では、平成30年度に策定したいのち支える福崎町自殺対策計画に基づき、事業を実施しました。

新型コロナウイルスワクチン接種事業では、ワクチン接種を希望される全ての町民が接種できるよう、令和3年度に向けて準備を行いました。

公害対策費では、工場等からの公害発生を未然に防止するため、主要事業場と公害防止協定を締結し、事業場からの排水調査をするとともに、主要河川の水質調査やゴルフ場からの周辺環境への影響を監視するため、関係する池や河川の水質を調査しました。

次ページをお願いいたします。

自然保護費では、自然歩道の補修や維持管理を行いました。また、福崎町自然歩道を歩こう大会は、新型コロナウイルス感染症の拡大を懸念して中止といたしました。

し尿処理費では、中播衛生施設事務組合への負担金やし尿くみ取り業務等、し尿処理に要した費用を支出しました。

ごみ処理費では、ごみ収集に要する経費とくれさか環境事務組合への負担金を支出しました。ごみの排出抑制、再利用、リサイクルを主とした廃棄物循環型社会の形成を目指します。

農林水産業費です。

農業委員会費では、農地法に基づく農地の許認可など法令事務や、農地の確保と農地利用の最適化の推進に取り組んだ費用を支出しました。農地法では遊休農地などの農地の管理状況を農業委員会で把握し、指導することが義務づけられており、農地パトロールを実施して、耕作放棄地の実態把握と発生防止、無断転用や耕作放棄地の解消に努めました。令和元年度の耕作放棄地、約7.9ヘクタールに対し、令和2年度は約8.5ヘクタールとなり、約0.6ヘクタールの耕作放棄地が増加しました。所有者に通知するなど、耕作放棄地の把握、解消に努めました。

農業振興費では、農業の持続的発展を図るため、農業経営を展開できるように支援するとともに、特産もち麦の産地振興並びに農産物の生産・供給体制を整え、地産地消を推進しました。

農地集積・集約化支援事業では、それぞれの集落で話し合いに基づき、地域の中心となる経営体への農地の集積をはじめ、それ以外の農業者を含めた地域農業のあり方が記載された人・農地プランの作成を支援しました。

農業人材力強化総合支援事業では、人・農地プランを作成した集落で、地域の中心となる経営体への位置づけがなされた青年就農者の営農活動を支援しました。

中山間地域等直接支払推進事業では、農業生産条件が不利な中山間地域等において、農地を継続的に維持管理していく集落を対象に農業生産活動を支援しま

した。

多面的機能支払交付金事業では、高齢化の進行、農業の担い手不足により集落機能が低下し、適切な維持管理が困難となっている農地・農業用施設等の地域資源に対し、地域ぐるみで行われる取組を支援しました。

環境保全型農業支払推進事業では、県の認証・ひょうご安心ブランドを取得している営農組合等が行う有機農業や緑肥の作付など、化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する環境に優しい営農活動に対して支援を行いました。

農業構造改善施設運営費では、春日ふれあい会館と春日山キャンプ場の管理運営と施設修理に要した費用を支出しました。

水田活用推進対策費の水田活用推進対策事業は、数量調整の円滑な推進に係る自主努力を支援し、地域の特性を生かし、戦略作物等の作付を推進し、水田農業経営の安定を図る事業で、3年以上作物の作付を行っていない農地に主食用米、酒米、麦類、豆類、そば、飼料作物等を作付した農業者に補助金を交付しました。

経営所得安定対策直接支払推進事業は、経営所得安定対策の推進活動及び要件確認等に要する経費に対して助成することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業多面的機能を維持することを目的とする事業で、福崎町地域農業再生協議会を経営所得安定対策等推進事業の実施主体として位置づけ、補助金を交付しました。

農地費では、土地改良関係団体等で執行された土地改良等事業に対し、福崎町農林水産業関係補助金交付規則に基づく補助金並びに県営土地改良事業負担金を支出しました。

国土調査費では、国土調査法に基づく地籍調査に要した費用を支出しました。また、町単独事業として、地籍図修正等業務委託料などを支出しました。

ほ場整備事業費では、高岡福田地区のほ場整備事業に要した費用を支出しました。

次ページをお願いいたします。

ため池整備事業費は、水害・地震対策を必要とするため池等の整備に要した経費で、農村地域防災減災事業では、地震や豪雨等によるため池等農業用施設の災害を防止し、農村地域の防災力向上を図るための事業を実施しました。

県営ため池整備事業は、ため池の耐震性に応じて必要な耐震整備を実施するので、令和2年度は三谷池の仮設道路工事を行い、耐震工事に着手しました。

林業振興費は、森林の有する多面的機能の持続を図るための里山整備や森林整備、有害鳥獣駆除に要した費用で、松くい虫被害木の伐倒を実施し、環境保全と景観の改善を図りました。有害鳥獣駆除事業については、福崎町猟友会と連携して駆除活動を行いました。

商工費です。

商工費では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが落ち込んだ小規模事業者等を応援するために、町独自の支援制度や国・県と協調した休業要請支援対策など、様々な施策を実施しました。

商工総務費では、操業企業との調整や工業団地調整池の維持管理費等を支出しました。令和2年度末の操業状況は、福崎工業団地25社、福崎企業団地11社、福崎町東部工業団地8社の計44社です。

商工業振興費の中小企業振興事業では、町制度融資により町内中小企業の資金調達に寄与するとともに、新型コロナウイルス感染症対策として、20%プレミアム付なっ得商品券発行補助による町内商店の活性化及び産業活性化緊急支

援事業による町内業者振興を図りました。

観光振興事業では、観光客が楽しく周遊できるよう、スマートフォンを活用した統合型観光アプリを開発しました。また、大庄屋三木家住宅では、全国初の県指定文化財ホテルとして、指定管理者による運営が始まりました。

もちむぎのやかた管理事業では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、もちむぎのやかたへの来客者、特に団体客がなくなり、売上げは大きく減少をいたしました。

休業要請事業者経営継続支援事業では、兵庫県と協調し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休業や営業時間の短縮に協力された事業者の事業継続を支援する事業で、139件の事業者に対し支援を行いました。

小規模事業者応援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少し、経営に支障を来している小規模事業者に対して、町独自の支援制度を設けて応援金を支給したもので、売上げが20%以上減少した事業者419件に10万円を支給しました。また、感染症予防対策の取組に必要な備品の購入などの費用を助成しました。

消費者行政費では、消費生活や製品の安全性に関する相談に迅速・的確に対応するため、消費生活相談員を配置し、消費者への適正な助言を行い、トラブルの迅速な解決を図りました。令和2年度の消費生活相談件数は296件でした。

企業会館運営費では、指定管理者の福崎工業団地協議会に企業会館の運営及び管理を委託した費用を支出しました。

土木費です。

土木費では、安全で快適な住民生活と活発な経済活動を支えるため、幹線道路、生活道路の改良及び維持補修を図る等、社会基盤となる道路や河川等の整備を進めました。また、町の健全な発展と秩序ある整備を計画的に推進するための都市計画や、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するための町営住宅の適切な維持管理の費用を支出しました。

道路橋梁総務費では、道路橋梁全般の管理に要する経費で、安全・安心なまちづくりを推進するため、防災マップ更新業務を委託した費用を支出しました。

次のページをお願いいたします。

道路改修費は、道路構造物の老朽化、また、交通量の増加により損傷が著しい道路等について、改修、維持補修、清掃作業等により、安全・安心な生活基盤を維持するために要した経費でございます。

道路維持管理事業では、道路の維持補修及び街路樹剪定や道路清掃などの美化作業を推進し、通行の安全確保、交通事故の防止に努めました。

橋梁改修費では、橋梁を計画的、効率的に維持管理し、長寿命化を図るために要した費用を支出しました。令和元年度からの繰越事業として実施した橋梁補修事業では、神谷橋ほか4橋の補修工事、無名橋の架替工事を実施し、5橋の補修工事が完了しました。

河川改修費では、県河川の美事業として、県と委託契約を締結して、市川、七種川の清掃及び草刈り等を実施し、河川環境の美化に努めました。今後も急激な降雨等により土砂が堆積し、河川断面の流下能力が下がることによって、溢水等する可能性があるため、適切な維持管理に努め、災害に強いまちづくりに努めます。

都市計画費では、都市の健全な発展と秩序ある整備、土地利用の適正化を図るために必要な費用を支出しました。また、都市計画審議会を2回、福崎町地域公共交通活性化協議会を3回開催し、福崎町の都市計画や地域公共交通に關す

る施策などを協議しました。

都市計画見直し事業では、都市計画の見直しや各種計画、検討案の策定などに要した費用を支出しました。令和２年度は都市計画道路福崎駅田原線の計画変更図書の作成を行いました。

福崎町・姫路市連携コミュニティバス運行社会実験事業では、福崎町及び姫路市の公共交通空白地の解消及びＪＲ播但線の利用促進や企業の雇用確保、障害者就業支援といった多分野の連携により、地域のニーズにあった地域交通を形成し、事業継続性を見極めるため、令和元年度に引き続き、福崎町・姫路市連携コミュニティバスの運行社会実験を実施しました。

公園管理費では、市川河川公園やイーストパークふれあい広場等の適切な維持管理のための費用を支出しました。併せて、施設の安全のため、専門業者とともに遊具の安全点検を行い、その結果を受けて必要な修繕等を実施しました。

住宅管理費では、町営住宅の維持管理に要する費用を支出しました。経年劣化による住宅設備の取替えや補修を行うことにより、入居者の住みよい生活環境整備に努めました。令和２年度末現在の管理戸数は１５７戸です。また、町営住宅駅前団地整備事業に伴い、他の町営住宅に居住する世帯からの移転事業を進めました。

空家対策事業では、空き家の実態把握のため、各集落への空き家情報の紹介、空き家の現地確認を行いました。令和２年度は、空き家バンクの物件登録を５件行い、ホームページで入居者の募集を行いました。令和２年度末の空き家件数は３５５件でございます。

住宅建設費では、福崎町公営住宅等長寿命化計画に基づき、令和元年度からの繰越事業として、旧駅前団地の解体及び新駅前団地の外構工事を実施しました。消防費です。

常備消防費は、姫路市への消防事務委託に要した経費です。令和２年中の建物火災発生は５件、救急出動は７５７件でございます。

非常備消防費では、災害から郷土を守るため、有事に即応した新しい知識・技術を取得し、１本部３２分団６００人及び機能別消防団員２４人の体制で消防施設を効果的に使い、消防活動を行いました。火災・警戒出動は７６７人、訓練等出動は８１８人でした。

防災対策費では、災害発生時に対処するための費用を支出しました。そのほか災害発生時及び一般行政広域伝達に利用している移動系防災行政無線設備の保守点検、兵庫県衛星通信ネットワーク施設・災害対応総合情報ネットワークシステムの維持管理費、防災備蓄備品の購入などの費用を支出しました。令和２年度においては、特に感染症対策用備品として、マスク及び簡易間仕切り等の防災備蓄備品を購入し、災害に備えました。なお、令和２年度の自治会防災訓練実施件数は１２件でございます。

続きまして、１０ページでございます。

教育費です。

教育委員会費では、教育委員会の会議は定例会を１２回開催し、教育上の諸問題について審議をしました。

事務局費では、不登校指導員等を配置し、児童生徒の問題解決に早期対応をいたしました。また、外国語指導助手は２名配置していましたが、９月以降は新型コロナウイルス感染症の影響により渡航が制限されたため、１名体制となりました。

小学校費は、小学校における義務教育活動の充実と向上を図るために要した経

費で、老朽化に伴う不良箇所や機器類の修繕を行い、学校施設の環境改善に取り組みました。また、自然学校は実施期間を縮小して、兵庫県立南但馬自然学校において、5年生180人が2班に分かれ、自然を体験いたしました。小学校施設整備・補修事業では、福崎小学校において、北校舎の長寿命化改修工事を実施しました。令和2年度は、外壁改修工事等が完了しました。

中学校費は、中学校における義務教育活動の充実と向上を図るために要した費用を支出しました。

小中学校においては、4月、5月を臨時休業とし、夏休み期間を短縮するなどして学習時間に充てるなど、学校生活は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けましたが、感染予防の対策を行いながら学校活動を継続しました。

また、小中学校では、それぞれGIGAスクール事業として、国の補助金を活用して、学校内に通信ネットワークを整備するとともに、タブレット端末、電源キャビネット等を整備して、ICT環境を構築するなど、教育のデジタル化に対応できるように努めました。

社会教育総務費は、生涯学習社会の充実、家庭や地域社会における教育力の向上に資するための社会教育全般にわたる事業の推進、また、青少年健全育成活動の推進に要した費用を支出しました。

社会教育振興のために、吉識雅夫の顕彰を図るとともに、子どもたちの自然科学に対する興味、関心、意欲を高めることを目的として、自然科学分野で優れた研究等を行った児童生徒に、第13回目となる吉識雅夫科学賞を贈りました。

成人式は1月11日に開催し、該当者226人中162人の参加がありました。

地域ぐるみ教育支援事業では、土曜英語教室、ウインタースクール等の教育支援、登下校時の見守り、校内巡視等により、学校、家庭、地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる学校支援活動に取り組みました。

公民館費では、老人大学及びサルビアセミナーとも、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないことから、全ての講座について開催することはできませんでした。

図書館費では、ステイホーム期間に読書に興味を持つ人が増加したことにより、貸出点数が増えました。令和2年度末の蔵書点数は15万7,607点。利用状況は、貸出人数3万9,578人、貸出点数20万4,302点でございました。

文化センター管理費では、令和2年度は施設の維持補修として、大ホール舞台どんちょうの撤去工事などを実施しました。利用状況は1,377件、利用者数は1万7,089人でした。

エルデホール運営費では、施設の老朽化に伴う箇所の修繕を実施したほか、自主公演事業については、入場者数の上限を設けるなどして、感染症対策を行いながら公演を開催しました。

研修センター運営費は、文化センターの分館として、文化教養の向上、研さんの場として安全に快適に利用できるよう施設運営を行いました。利用状況は592件で、6,345人でした。

青少年野外活動センター費では、野外活動を通して青少年の健全育成を図り、次ページをお願いします。地域住民に自然に触れる機会や交流の場を提供するための費用を支出しました。利用状況は389団体、3,747人でした。

辻川界限文化振興費は、辻川界限の文化振興及び文化施設の管理・運営に要した経費で、歴史民俗資料館、柳田國男・松岡家記念館の運営及び管理、三木家

住宅の管理に要した費用を支出しました。

歴史民俗資料館運営事業では、郷土資料を収集・保存し、一般に公開するための企画展を実施しました。令和2年度の入館者数は1万436人でした。

柳田國男・松岡家記念館運営事業では、柳田國男先生と松岡家の業績を顕彰するため、春期、秋期の企画展を実施しました。

三木家住宅等管理事業では、三木家住宅を活用していくため、主屋部分を展示施設として一般公開をいたしました。また、公開イベントも引き続いて実施しました。公開イベントは6回開催し、参加者は2,684人で行いました。

文化財保護費では、文化財を保護し、活用を図るため、町指定文化財の保存継承事業、古墳周辺環境整備等への補助金交付や説明板の整備を行いました。文化財審議委員会を開催し、文化財行政について、専門的な立場から審議をいただきました。

埋蔵文化財発掘調査事業では、三木家住宅展示兼収蔵施設新設工事に伴う試掘調査の結果、遺構が発見されたことにより、三木家住宅関連遺跡を新たに遺跡として登録し、本調査を実施しました。

保健体育総務費では、生涯スポーツ全般の振興と推進に努めました。スポーツ競技で優秀な成績を収めた方に贈るスポーツ功績賞を個人12人に授与しました。

給食運営費では、福崎町第2次食育推進計画・健康増進計画に基づき、安全・安心な地域の食材をできるだけ多く給食に取り入れました。また、福崎町の特産であるもち麦に親しみ、家庭でも活用してもらえるように、給食においてももちむぎ麺やもちむぎ精麦を使用した献立を積極的に取り入れました。給食における地産地消率は53.4%と、令和元年度より3.7%増となりました。

町民グラウンド管理費では、町民第1・第2グラウンドやスポーツ公園、町民第3グラウンドの維持管理に要した経費を支出しました。町民の健康づくりとスポーツ活動を行う生涯スポーツの場として利用されました。

学校施設社会開放費では、生涯スポーツを推進するため、学校施設の社会開放を行いました。体育館、グラウンド合わせて2,005回、4万6,308人の利用がありました。

体育館運営費では、施設において、より安全で効率的なスポーツ活動の場を提供するために設備の充実・整備を行いました。

公債費です。

公債費では、長期借入金の返済額は元金9億2,595万4,443円で、令和2年度借入総額は7億224万1,000円で、令和2年度末現在高は115億1,250万6,238円となりました。利子は、長期借入金利子4,401万110円と、年度内に資金不足が生じたために一時借入れを行った利子18万3,553円でございます。

予備費です。

予備費は、予算の範囲内で支出できましたので、充用はございませんでした。

続きまして、12ページです。

調定額に対する収入未済額についてでございます。

調定額に対する収入未済額は、1億300万7,744円で、対前年度比335万4,028円の増となりました。

なお、資料の27ページから37ページにかけまして、町税や使用料の収納状況や不納欠損、滞納等の状況についての資料を添付しておりますので、後ほどご参照をお願いいたします。

12ページに戻っていただきまして、不用額です。

不用額は、1億8,615万6,328円でございます。こちら資料の20ページから26ページには、節別それぞれの事業ごとに20万円以上の不用額の金額と理由を説明しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

12ページ右側には、令和2年度に実施した新型コロナウイルス感染症に関する主な支援事業と対応する決算報告書のページをお示しをいたしております。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で実施をした事業の一覧は、次ページ、13ページから14ページにお示しをいたしております。

15ページには全会計の給与費の明細書をお示しをいたしております。

次の16ページは、項別の歳入の決算表でございます。

17ページは、項別の歳出の決算表をお示しをいたしております。

次の18ページには、基金の状況でございます。

基金全体につきましては、令和2年度末現在高の合計は23億6,177万2,237円でございます。このうち一般会計は左側の表で、令和2年度末で17億54万6,184円でございます。

以上で、議案第44号の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第45号、国民健康保険事業特別会計決算概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、決算書の国民健康保険事業特別会計の40ページをお願いいたします。

40ページは、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額21億4,976万4,554円、歳出総額21億802万9,110円。差引額、実質収支額ともに4,173万5,444円で、うち2万円を繰越しし、残り4,171万5,444円は、令和3年度で基金に積立てをいたしました。

41ページにつきましては、財政調整基金の保有を示しております。決算年度末の現在高は5,672万5,986円でございます。

次に、議案第45号資料で概要説明をさせていただきます。

A3の議案第45号資料の1ページをお開きをお願いいたします。本文、上から4行目から朗読説明をいたします。

国民健康保険の財政運営は、急速な被保険者の高齢化や医療の高度化による医療費の増加、また、離職者や低所得者が多いという制度上の構造的な問題を抱え、非常に厳しい状況にあります。

令和2年度における制度改正の主なものは、①課税限度額の見直し、②軽減判定所得基準額の見直し等でございます。

1世帯当たりの保険税年額は14万9,831円、1人当たりの保険税年額は9万3,700円となりました。保険給付費は歳出全体の71.4%を占めています。対前年度比伸率は9.1%増となり、被保険者数は減少しているものの、保険給付費及び1人当たり医療費は増加しています。

保健事業費については、第3期福崎町特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査、特定保健指導を実施し、健診受診率の向上と生活習慣病の予防に努めるとともに、第2期福崎町データヘルス計画に沿って、効率的な保健事業を実施しました。特定健康診査については、多くの方に受診していただけるよう、これまでに引き続き、土曜・日曜に実施する休日健診や医療機関で行う個別健診を実施し、健診未受診者には受診勧奨を行いました。本年度の特定健康診査の受診者数は、集団健診976人、個別健診113人で、計1,089人で、受診率は36.6%、前年度に比べ2.8ポイント減少いたしました。保険給

付の状況は、療養給付費受診件数6万6,109件、療養給付費は12億7,803万4,917円、高額療養費は2億426万6,255円となっています。また、出産育児一時金は14件、588万円、葬祭費は30件、150万円、精神・結核医療付加金は259万3,312円となりました。

資料の2ページには、20万円以上の不用額及び保険税の収納状況、3ページから5ページには決算勘定表、税賦課状況についてお示しをいたしておりますので、ご参照をお願いいたします。

続きまして、議案第46号につきまして、ご説明をさせていただきます。

決算書の後期高齢者医療事業特別会計の22ページをお開きをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は2億9,610万4,731円、歳出総額は2億8,935万1,007円、差引額、実質収支ともに675万3,724円でございます。

続きまして、議案第46号資料で、概要説明をさせていただきます。

A3の議案第46号資料をお願いいたします。資料の1ページをお願いいたします。本文の上から7行目から朗読説明をいたします。

令和3年3月末の被保険者数は2,765人で、町は兵庫県後期高齢者医療広域連合により定められた保険料を徴収し、所得が低い方の保険料軽減分等に係る保険基盤安定納付金と合わせて広域連合へ納付します。

保険料率は、兵庫県内は均一で2年ごとに改定され、令和2、令和3年度については、均等割額は5万1,371円、所得割は10.49%、賦課限度額は64万円でございます。

歳入は、保険料や一般会計からの繰入金等で、繰入金は人件費や事務費、保険基盤安定負担金に充当します。

歳出は、人件費のほか、事務費等経費、後期高齢者医療広域連合納付金を支出しました。

資料2ページ、3ページ、4ページには、20万円以上の不用額及び保険料収納状況、給付費の状況等についてお示しをいたしておりますので、ご参照をお願いいたします。

続きまして、議案第47号につきまして、ご説明をさせていただきます。

決算書の介護保険事業特別会計の46ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は17億1,246万9,937円、歳出総額16億8,173万3,367円、差引額、実質収支とも3,073万6,570円で、うち2万円を繰越金とし、残り3,071万6,570円を令和3年度で基金に積立てをいたしました。

47ページにつきましては、財政調整基金の保有を示しております。決算年度末の現在高は、5,190万67円でございます。

続きまして、議案第47号資料で概要の説明をさせていただきます。

A3の議案第47号資料の1ページをお願いいたします。本文、上から4行目から朗読させていただきます。

介護保険制度が平成12年に施行され20年が経過し、令和2年度は第7期事業計画の最終年度となりました。第7期事業では、第6期に引き続き、高齢者がいつまでも健康で生き生きと生活を送ることができる介護予防対策の推進、高齢者が自らの選択に基づき、自立した質の高い生活が送れる介護サービス提供体制の充実を図り、安心して安定的にサービスが利用できるよう努めました。

第7期の主な改正点として、第7期介護保険料は、在宅サービスの利用増と地

域密着型サービス事業所の増設を見込み、基準月額を5,240円から5,780円としました。また、消費税率引上げによる公費を投入して、低所得者の保険料の軽減割合及び所得段階を令和2年度はさらに拡充し、保険料基準額に対する第1段階の割合を50%から30%、第2段階の割合を65%から50%、第3段階の割合を75%から70%に軽減をしました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に対して、保険料の減免を行いました。利用者自己負担割合は所得水準にかかわらず原則1割でしたが、平成27年8月から所得等に応じた負担割合となり、65歳以上で一定以上の所得がある方は2割に引上げになりました。さらに、平成30年8月からは、現役並み所得者について、負担割合が3割に引き上げられました。

令和2年度の介護保険給付費は15億2,429万9,643円となり、対前年度比1.2%増加し、サービス別介護保険給付費では、通所介護、訪問介護、訪問看護等の居宅サービス費が前年度比3.8%増、地域密着型サービス費は対前年度比1.7%増、施設サービス費は対前年度比3.1%減となりました。

介護予防・生活支援サービス事業では、総合事業の訪問型・通所型事業として、要支援者と事業対象者に対し指定事業所が行う従前相当のサービス、または直営や委託先事業所が行う多様なサービスを利用者の同意の下、提供しました。

包括的支援事業は、各自治会で実施しているミニデイサービス、ふくろう体操、見守り給食サービスの3事業を統合したコミュニティデイサービスの創設について検討しました。

地域支え合い会議は、自治会福祉担当者による我が事会議を3自治会が開催いたしました。

地域介護予防活動助成事業は、地域の自主的な介護予防、支え合い活動を支援する事業として、地域ふくろうの会、ふれあい喫茶、認知症カフェなど39団体に補助金を支給しました。

神崎郡介護認定審査会を129回開催し、2,499件の審査、判定を行い、そのうち福崎町分は920件でございました。

資料の2ページから6ページには、20万円以上の不用額及び保険料収納状況、月別の給付状況等につきましてお示ししておりますので、ご参照をお願いいたします。

以上、特別会計3議案につきまして、一括説明をさせていただきました。一般会計とも、よろしくご審議賜り、認定いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長 提案説明の途中ですが、暫時休憩を取ります。

再開は13時といたします。

◇

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第14 議案第48号 令和2年度福崎町水道事業会計決算認定について

日程第15 議案第49号 令和2年度福崎町工業用水道事業会計決算認定について

日程第16 議案第50号 令和2年度福崎町下水道事業会計決算認定について

日程第17 議案第51号 令和2年度福崎町工業団地造成事業会計決算認定について

議 長 日程第14、議案第48号、令和2年度福崎町水道事業会計決算認定について

から、日程第17、議案第51号、令和2年度福崎町工業団地造成事業会計決算認定についてまでの4議案を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 議案第48号から議案第51号までの4議案について、ご説明申し上げます。

この4議案につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、令和2年度の水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計並びに工業団地造成事業会計の決算について、議会の認定をお願いするものです。

議案第48号、水道事業会計決算からご説明申し上げます。

決算書の1、2ページをお開きください。

水道事業の決算報告書です。この報告書は予算に対する執行実績を示したもので、消費税込みで表示しております。

まず、収益的収入及び支出です。

収入は、1款、水道事業収益、予算額4億1,090万円に対しまして、決算額4億1,259万6,493円、予算額と比較して169万6,493円の増であります。各項の決算額は、1項、営業収益2億9,424万9,805円、2項、営業外収益1億1,834万6,688円、3項、特別利益はありませんでした。

支出は、1款、水道事業費用、予算額3億9,726万2,000円に対しまして、決算額3億8,395万3,844円、不用額は1,330万8,156円となりました。各項の決算額は、1項、営業費用3億6,319万3,474円、2項、営業外費用2,076万370円、3項、特別損失はありませんでした。

3、4ページは、資本的収入及び支出でございます。

収入は、1款、資本的収入、予算額1,100万円に対しまして、決算額1,797万1,872円、予算額と比較して697万1,872円の増となりました。各項の決算額は、1項、補助金97万8,691円、2項、工事負担金は1,699万3,181円でした。

支出は、1款、資本的支出、予算額5億475万5,000円に対しまして、決算額1億5,243万1,848円、不用額は3億5,232万3,152円となりました。各項の決算額は、1項、建設改良費1億2,001万6,541円、2項、固定資産購入費55万8,030円、3項、企業債償還金3,185万7,277円、4項、貸付金はありませんでした。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億3,445万9,976円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額926万5,298円と過年度分損益勘定留保資金1億2,519万4,678円で補填をいたしました。

次に、決算の概要をご説明いたします。13ページをお開きください。

本年度は昨年度と比べ、給水量は0.4%の減、給水収益につきましては新型コロナウイルス感染症の支援策として、水道基本料金を半年間免除したことにより、15.7%の減収となりました。給水戸数は8,243戸と、昨年度より30戸余り増加しましたが、町全体の人口減少により給水量は伸び悩む結果となりました。しかしながら、一般会計からの一部補填に加え、経費削減に努めた結果、経常収支は昨年度に引き続き黒字、純利益も確保いたしました。

なお、コロナに関する町独自の支援策の財源に充てるため、令和2年6月に支給した公営企業管理者の期末手当を50%減額しました。

有収率につきましては、昨年度と比べ0.3ポイント上がり、96.2%とな

りました。

建設改良事業では、東部工業団地配水池送水管更新工事の予定区間が完了し、今後は、同工事跡の舗装本復旧を進めていきます。

委託業務としましては、八反田水管橋の更新に伴う耐震詳細診断業務を行いました。

そのほか、三宮配水池送水管更新基本設計業務にも取り組み、当面は、これらの水道管の耐震化を目指して、計画的に更新工事を進める予定としております。

なお、議案第48号資料、1、2ページに水道料金及び送配水量の表を添付しておりますので、ご参照ください。

15、16ページは、建設改良工事の契約内容を、17、18ページは給水工事や保全工事など、19ページは業務量をお示ししております。

19ページの業務量①の給水戸数は8,243戸で、前年度から32戸の増。③の配水総量は261万1,757立米で、有収率は96.2%であります。

20ページには事業収入、21ページには事業費用を取りまとめております。

21ページ下の給水原価は、1立米当たり145円28銭、長期前受金戻入を控除した給水原価は111円32銭、供給単価は1立米当たり101円80銭となりました。

23ページは、企業債の概要でございます。本年度の発行はなく、償還額3,185万7,277円で、年度末残高は9億3,844万3,169円となりました。

24ページは、キャッシュ・フロー計算書です。上段、当年度純利益は1,974万3,668円。下から3行目、4の資金増減額は1,017万5,244円の増。6の資金期末残高は8億7,349万5,573円となりました。

25ページからは、収益費用明細書でございます。

まず、収益では、水道事業収益は3億8,509万157円、営業収益は2億6,792万3,322円で、主なものは、水道料金2億5,583万9,048円や手数料、他会計負担金などでございます。水道料金につきましては、基本料金を半年間免除したことによりまして、大幅な減収ということになりました。中段、営業外収益は1億1,716万6,835円で、主なものは、他会計補助金。これは、水道基本料金の減免によって減収した給水収益に対して一般会計から補助を受けたことにより、前年度と比べ大きく増加をしております。ほかには、長期前受金戻入、分担金が主な収益でございます。

26ページは費用です。

水道事業費用は3億6,534万6,489円で、うち営業費用は3億5,161万4,573円です。主なものは、原水及び浄水費では、水源地動力費、配水及び給水費では、27ページの委託料や県水受水費などでございます。この委託料につきましては、令和2年度から水道施設の管理業務を民間委託したことによりまして、前年度と比べ、大幅な増となっております。しかしながら、この民間委託によって、職員数を減らすことができましたので、差引、約1,000万円の人件費を削減することができました。中段、総係費は2,846万3,222円で、主なものは職員の給料です。

28ページでは、減価償却費が2億116万3,029円となりました。

営業外費用は、支払利息1,059万8,793円などで、特別損失はありませんでした。

次に、29ページは資本的収入及び支出の明細書です。

資本的収入は1,797万1,872円で、主なものは給水工事の負担金です。

30ページ、資本的支出は1億4,147万523円。内訳は東部工業団地配水池送水管更新工事などの建設改良費で1億910万5,946円、企業債償還金3,185万7,277円などでございます。なお、最下段の他会計貸付金につきましては、工業団地造成事業へ3億1,000万円の貸付けを予定しておりましたが、造成工事が次年度へと繰越しとなり、工事費の支払いも次年度となりましたので、決算額は0円となっております。

31ページは固定資産明細書、32ページは企業債明細書でございます。

次に、5ページにお戻りください。損益計算書です。税抜きでの表示となります。

営業収益は、給水収益からその他営業収益までの合計2億6,792万3,322円。営業費用は、原水及び浄水費からその他営業費用までの合計3億5,161万4,573円。営業損失は8,369万1,251円で、前年度比約2,500万円損失が増えました。

営業外収益は、受取利息及び配当金から雑収益までの合計1億1,716万6,835円。営業外費用は、支払利息と雑支出を合わせて1,373万1,916円。差引、営業外での利益は1億343万4,919円で、前年度比約2,000万円の増、営業損失と合わせた経常利益は1,974万3,668円となり、前年度比では約500万円の減となりました。

特別利益及び特別損失はなく、当年度純利益は経常利益と同額の1,974万3,668円で、これに前年度繰越利益剰余金1億5,744万924円を加えた当年度未処分利益剰余金は1億7,718万4,592円となりました。

6ページは、剰余金計算書です。

まず、資本金の当年度末残高は、前年度末残高と変わらず、18億7,702万4,386円でした。資本剰余金合計の4億3,514万9,481円についても変動はございません。

利益剰余金の未処分利益剰余金では、前年度末残高の1億5,744万924円に当年度変動額を加えて、1億7,718万4,592円。利益剰余金合計は5億4,451万9,178円となりました。

そして、資本合計は当年度末残高28億5,669万3,045円となっております。

7ページは、剰余金処分計算書の案でございます。

当年度未処分利益剰余金1億7,718万4,592円のうち8,000万円を処分して、建設改良積立金に積み立て、処分後残高を9,718万4,592円にしたいと考えております。

9ページからは、貸借対照表です。税抜きでの表示です。

資産の部、固定資産は、有形固定資産と無形固定資産の合計50億8,724万9,722円、前年度比約8,600万円の減となりました。詳細は31ページ、固定資産明細書並びに議案第48号資料5ページから9ページをご参照ください。

流動資産合計は9億302万7,168円で、資産合計は59億9,027万6,890円、前年度比約7,500万円の減となりました。

10ページは負債の部で、固定負債は企業債の8億9,392万2,670円。流動負債は1年以内に償還する企業債からその他流動負債を合わせた合計1億869万59円。繰延収益合計は21億3,097万1,116円で、負債合計は31億3,358万3,845円。前年度比約9,500万円の減となりました。

資本の部は、資本金18億7,702万4,386円と資本剰余金及び11ページの利益剰余金で、資本合計は28億5,669万3,045円。前年度比約2,000万円の増となりました。

以上、議案第48号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第49号について、説明を申し上げます。

工業用水道事業会計決算書、1、2ページをお開きください。決算報告書です。税込みでの表示となります。

まず、収益的収入及び支出です。

収入は、1款、工業用水道事業収益、予算額4,710万円に対しまして、決算額4,558万2,259円、予算額と比較して151万7,741円の減であります。各項の決算額は、1項、営業収益3,455万5,790円、2項、営業外収益1,102万6,469円です。

支出は、1款、工業用水道事業費用、予算額4,416万9,000円に対しまして、決算額4,079万1,082円、不用額337万7,918円となりました。各項の決算額は、1項、営業費用3,706万589円、2項、営業外費用373万493円です。

3、4ページは、資本的収入及び支出でございます。

収入はありません。

支出は、1款、資本的支出、予算額421万5,000円に対しまして、決算額421万4,333円、不用額667円となりました。各項の決算額ですが、1項、固定資産購入費はなし、2項、企業債償還金は421万4,333円となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額421万4,333円は、過年度分損益勘定留保資金で全額補填をいたしました。

次に、概要の説明を申し上げますので、13ページをお開きください。

本年度の契約水量は、昨年度から日量30立米の減量となり1,850立米で、給水量は昨年度と比べ8.3%の減となりました。これに伴い、給水収益も昨年度と比べ5.4%の減収となり、有収率も0.6ポイント低い98.0%となっております。新型コロナウイルス感染症の影響が工業団地内の企業にも現れたものと考えております。経常利益及び純利益は、昨年度と比べ25.6%減少しましたが、継続して安定した黒字を確保しております。

資本的支出の企業債償還金は、元金償還の据置期間が終了した企業債の影響で、昨年度と比べ74.1%と大きく増加をいたしました。

建設改良事業は、今年度は実施しておりません。

議案第49号資料、1、2ページには、工業用水道料金及び使用水量に係る資料を添付しておりますので、ご参照ください。

15ページは保全工事の契約内容と業務量、16ページは事業収入及び事業費用を取りまとめております。また、下段の給水原価は、1立米当たり67円72銭、長期前受金戻入を控除した給水原価は47円93銭、供給単価は56円43銭となりました。

17ページは企業債の概要で、本年度発行額はなく、償還額421万4,333円。年度末残高は2億5,968万4,777円となりました。

18ページは、キャッシュ・フロー計算書です。上段の当年度純利益は479万1,055円。下から3行目、4の資金増減額は847万2,351円の増で、6の資金期末残高は1億2,230万2,013円となりました。

19ページからは、収益費用明細書でございます。

収益は、工業用水道事業収益が4,243万9,160円。営業収益は3,141万4,362円で、水道料金と受託工事収益でございます。

営業外収益は1,102万4,798円で、主なものは長期前受金戻入です。20ページからは費用です。

工業用水道事業費用は3,764万8,105円。営業費用は3,616万2,122円で、主なものは送水及び配水費と21ページの減価償却費です。営業外費用は、支払利息148万7,893円となっております。

22ページからは、資本的収入及び支出の明細書でございます。

資本的収入はありません。

23ページの資本的支出は421万4,333円で、企業債償還金でございます。

24ページは固定資産明細書、25ページには企業債明細書を記載しております。

次は、決算書5ページにお戻りください。損益計算書でございます。税抜きでの表示となります。

営業収益は給水収益と受託工事収益で、合計3,141万4,362円。営業費用は、送水費及び配水費から資産減耗費までの合計3,616万2,122円で、営業損失は474万5,850円となりました。

営業外収益は、受取利息及び配当金から雑収益までの合計1,102万4,798円。営業外費用は支払利息148万7,893円で、差引、営業外での利益は953万6,905円、経常利益は479万1,055円となりました。

当年度純利益は、経常利益と同額で、これに前年度繰越利益剰余金4,089万5,001円を加え、当年度未処分利益剰余金は4,568万6,056円となりました。

6ページは、剰余金計算書です。

資本金5,095万2,814円。資本剰余金合計1億5,556万7,111円は、前年度と変動がございません。利益剰余金合計は、利益積立金、建設改良積立金、未処分利益剰余金を合わせ、当年度末残高は7,694万3,449円。資本合計は2億8,346万3,374円となりました。

7ページは、剰余金処分計算書です。

当年度未処分利益剰余金4,568万6,056円につきましては、処分して積み立てることなく、次年度に繰り越したいと考えております。

9ページは、貸借対照表です。税抜きでの表示となります。

資産の部、固定資産は有形固定資産で、土地から機械及び装置までの合計7億4,160万7,537円。前年度比で約1,900万円の減となりました。詳細につきましては、24ページの固定資産明細書並びに議案第49号資料3ページから5ページをご参照ください。

流動資産は、現金預金など、合計1億2,334万733円。資産合計は8億6,494万8,270円で、前年度比約1,100万円の減となりました。

10ページは負債の部で、固定負債は企業債2億5,215万5,488円。流動負債は1年以内に償還する企業債などで、合計935万9,676円。繰延収益合計は3億1,996万9,732円で、負債合計は5億8,148万4,896円、前年度比で約1,570万円の減となりました。

資本の部は、資本金5,095万2,814円と資本剰余金及び11ページの利益剰余金で、資本合計は2億8,346万3,374円、前年度比で約480万円の増となりました。

以上、議案第49号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第50号について、説明を申し上げます。

下水道事業会計決算書、1、2ページをお開きください。決算報告書です。税込みでの表示でございます。

まず、収益的収入及び支出です。

収入は、1款、下水道事業収益、予算額10億3,063万9,000円に対しまして、決算額10億3,918万8,982円、予算額と比較して854万9,982円の増であります。各項の決算額は、1項、営業収益4億2,753万4,180円、2項、営業外収益6億1,165万4,802円でございます。

支出は、1款、下水道事業費用、予算額10億1,254万円に対しまして、決算額9億9,423万8,470円、不用額は1,830万1,530円となりました。各項の決算額は、1項、営業費用8億5,968万1,301円、2項、営業外費用1億3,455万7,169円であります。なお、減価償却費に充てるため、下水道事業基金を5,290万円取り崩し、295万7,190円を積み立てました。

3、4ページは、資本的収入及び支出でございます。

収入は、1款、資本的収入、予算額8億7,563万6,000円に対しまして、決算額5億5,141万7,600円、予算額と比較して3億2,421万8,400円の減となりました。各項の決算額は、1項、企業債3億1,630万円、2項、出資金3,800万円、3項、補助金1億7,842万1,500円、4項、負担金1,869万6,100円あります。

支出は、1款、資本的支出、予算額13億4,055万4,000円に対しまして、決算額9億9,839万4,972円、翌年度への繰越額は3億2,950万円で、不用額は1,265万9,028円となりました。各項の決算額は、1項、建設改良費4億1,643万748円、2項、固定資産購入費40万2,820円、3項、企業債償還金5億8,156万1,404円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億4,697万7,372円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2万3,333円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,728万2,248円、過年度分損益勘定留保資金4,063万5,847円、当年度分損益勘定留保資金3億7,265万3,015円、繰越利益剰余金1,638万2,929円で補填をしております。

次に、決算の概要をご説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

令和2年度の処理状況は、処理区域内人口1万8,901人で、汚水処理人口普及率は100%、水洗化率は80.4%で、昨年度と比べ0.5ポイントの増となりました。これに伴い、有収水量は2.3%の増、使用料収入については1.6%の増となりました。

水洗化率向上のための接続推進活動としては、平成30年度及び令和元年度に個別訪問できなかった建物の町外所有者を対象に現状把握と未接続理由等の調査を行いました。今後も継続して調査を行い、水洗化率の向上につなげていきます。

建設改良事業においては、雨水整備として、昨年度からの繰越事業でありました川すそ雨水幹線工事（その9）が完了し、引き続き、同工事（その10）に着手をいたしました。そのほか、直谷第2雨水幹線工事（その1）にも着手し

ました。

管路改良では、公共下水道マンホールポンプ11か所の通報装置改築工事を行い、処理場改良では、福崎浄化センターの1池2,000枚の膜カートリッジの更新を行いました。

また、農業集落排水処理施設についても、6処理施設の保全のための最適整備構想計画を策定いたしました。今後は、施設の状況を見ながら、維持管理に努めていきます。

議案第50号資料では、1、2ページに下水道使用料及び処理水量の表を添付しておりますので、ご参照ください。

16ページから18ページは建設改良工事の契約内容、19ページ、20ページは保全工事を、21ページは業務量で、各項目において全体と公共・農集排・個別排水ごとの数値を記載しております。

人口ベースの水洗化率は80.4%、接続戸数ベースの接続率は79.9%、有収率は99.0%となりました。

22ページは事業収入、23ページは事業費用となっております。下段の汚水処理原価は、1立米当たり399円、使用料単価は154円となりました。

25ページは、企業債と一時借入金の状況で、企業債の令和2年度発行額は3億1,630万円、償還額は5億8,156万1,404円で、年度末残高は94億6,109万4,442円となりました。一時借入金につきましては、1億円を借り入れましたが、年度内に返済は完了しております。

26ページは、キャッシュ・フロー計算書です。上段、当年度純利益は3,379万7,548円。下から3行目、4の資金増減額は3,894万8,020円の減で、6の資金期末残高は1億6,443万2,349円となりました。

27ページからは、収益費用明細書です。

まず、収益では、下水道事業収益は10億315万6,879円。営業収益は3億9,150万9,301円で、主なものは、下水道使用料3億6,204万8,382円や雨水整備事業に係る一般会計からの負担金などでございます。中段、営業外収益は6億1,164万7,578円で、主なものは、汚水事業にかかる一般会計負担金や補助金及び長期前受金戻入などでございます。

次に、28ページからは費用です。

下水道事業費用は9億6,935万9,331円。うち営業費用は8億3,936万2,437円で、内訳の主なものは、管渠費、処理場費、次のページの総係費や30ページの減価償却費などでございます。営業外費用は企業債の支払利息などでございます。

31ページからは、資本的収入及び支出の明細書です。

資本的収入は5億5,141万7,600円で、内訳は、企業債3億1,630万円、一般会計からの出資金3,800万円、国庫補助金1億7,842万1,500円、負担金1,869万6,100円となっております。

32ページの資本的支出は9億6,365万5,674円、内訳は、建設改良費では汚水の管路整備費や管路改良費、雨水の管路整備費及び処理場改良費です。そして次のページの企業債償還金などが主な支出でございます。

34ページは固定資産明細書、35ページからは企業債明細書で、全体の未償還残高は46ページの94億6,109万4,442円でございます。

また、48ページには、各セグメントごとの情報を記載しております。

次は、5ページにお戻りください。損益計算書です。税抜きでの表示です。

営業収益は、下水道使用料からその他営業収益までの合計3億9,150万9,

301円。営業費用は、管渠費から資産減耗費までの合計8億3,936万2,437円で、営業損失は4億4,785万3,136円となり、前年度から約1,600万円損失が増えました。

営業外収益は、受取利息及び配当金から雑収益までの合計6億1,164万7,578円。営業外費用は、支払利息などで、1億2,999万6,894円、差引、営業外での利益は4億8,165万684円で前年度比約1,000万円の増。営業損失と合わせた経常利益は3,379万7,548円となり、前年度比では約700万円の減となりました。

当年度純利益は、経常利益と同額で、これに前年度繰越利益剰余金7,127万6,941円を加えた当年度末処分利益剰余金は1億507万4,489円となっております。

6ページは、剰余金計算書です。

当年度末残高は、資本金では一般会計からの出資を受け入れ、10億4,867万8,590円。資本剰余金合計は、期首残高と変わらず、3億6,513万4,856円。利益剰余金合計は、繰越利益剰余金に当年度純利益を加えて、1億507万4,489円。資本合計は15億1,888万7,935円となりました。

7ページは、剰余金処分計算書の案でございます。

当年度末処分利益剰余金1億507万4,489円のうち、2,375万1,813円を処分して資本金へ組み入れ、処分後残高を8,132万2,676円にしたいと考えております。

9ページからは、貸借対照表です。税抜きでの表示となります。

資産の部、固定資産は有形固定資産で、土地から建設仮勘定まで合計178億7,468万459円。固定資産合計は180億4,971万6,021円で、前年度と比較しまして、約2億5,000万円の減となりました。詳細は34ページの固定資産明細書並びに議案第50号資料5ページから9ページをご参照ください。

流動資産合計は1億9,954万3,995円で、資産合計は182億4,926万16円、前年度比で約3億円の減となりました。

10ページは負債の部で、固定負債は、企業債で88億6,748万9,661円。中段の流動負債合計は7億1,095万3,318円。繰延収益合計は71億5,192万9,102円。負債合計は167億3,037万2,081円で、前年度比約3億7,000万円の減となりました。

資本の部は、資本金10億4,867万8,590円と資本剰余金及び11ページの利益剰余金で、資本合計は15億1,888万7,935円。前年度比で約7,200万円の増となりました。

以上、議案第50号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第51号について、説明を申し上げます。

工業団地造成事業会計決算書、1、2ページをお開きください。決算報告書です。税込みでの表示となります。

まず、収益的収入及び支出です。

収入は、1款、工業団地造成事業収益、予算額1万円に対しまして、決算額9万2,180円で、予算額と比較して8万2,180円の増であります。項別の決算額は、1項、営業外収益9万2,180円です。

支出は、1款、工業団地造成事業費用、予算額110万円に対しまして、決算額100万7,652円、不用額は9万2,348円となりました。各項の決

算額は、1項、営業費用100万7,652円、2項、営業外費用は0円です。

3、4ページは、資本的収入及び支出でございます。

収入は、1款、資本的収入、予算額5億6,000万円に対しまして、決算額2億円で、予算額と比較して3億6,000万円の減であります。各項の決算額は、1項、企業債2億円、2項、借入金0円です。

支出は、1款、資本的支出、予算額5億7,152万4,480円に対しまして、決算額1億7,425万5,137円、翌年度への繰越額は3億9,694万6,000円で、不用額は32万3,343円となりました。項別の決算額は、1項、東部工業団地造成事業費1億7,425万5,137円でございます。

次に、概要の説明を申し上げますので、13ページをお開きください。

工業団地造成事業は、東部工業団地約4.5ヘクタールの拡張を目的に、昨年度より公営企業会計として事業を始めました。今年度は、兵庫県土地開発公社に入札・工事監理業務を委託し、工事を進めてきましたが、工事の進捗が遅れ、事業は次年度へ繰り越すこととなりました。

主な収入は企業債の借入れで、主な支出は造成工事費のほか、用地買収費や物件補償費、また、直接経費は県公社への事務委託料や職員給与に係る一般会計への支出金などがございます。今後は造成用地の売却を進めていきます。

議案第51号資料では、計画平面図を添付しておりますので、ご参照ください。

14ページは、業務量及び事業収入、事業費用などを記載しております。

15ページは、企業債の概要など。

16ページには、キャッシュ・フロー計算書をお示ししております。最下段、6の資金期末残高は6,845万807円となりました。

17ページは、収益費用明細書です。税込みでの表示となります。

収益、工業団地造成事業収益は営業外収益で、9万2,180円。下は費用でございます。工業団地造成事業費用は100万7,652円、営業費用の一般管理費のみで、営業外費用はございませんでした。

18ページからは、資本的収入及び支出の明細書です。資本的収入は企業債の2億円で、借入金につきましては、水道事業からの借入れ3億1,000万を予定しておりましたが、造成事業が次年度へ繰越しとなったため、借入れの必要がなくなりました。

19ページの資本的支出は東部工業団地造成事業費1億7,425万5,137円で、内訳は造成工事費1億3,758万円、用地費2,019万4,480円、そのほか、直接経費及び建設利息となっております。

20ページには、固定資産明細書と企業債明細書を記載しております。

次は、決算書5ページにお戻りください。損益計算書でございます。税込み表示でございます。

営業費用は、一般管理費100万7,652円で、営業損失を同額計上しております。

営業外収益は、雑収益の9万2,180円で、差引、経常損失は91万5,472円となりました。

当年度純損失は同額で、前年度繰越利益剰余金と合わせた当年度未処理欠損金は192万424円となっております。

6ページは、欠損金計算書です。資本金の当年度末残高は200万円。剰余金では、利益剰余金合計が当年度末残高で192万424円のマイナスとなりました。これらを差し引いた資本合計は7万9,576円となっております。

7 ページは、欠損金処理計算書です。未処理欠損金を計上しておりますので、処分の予定はございません。

9 ページは、貸借対照表です。税込み表示となります。

資産の部、固定資産はありません。土地造成は未成土地で合計5億3,453万7,740円。流動資産は合計6,845万807円。資産合計は6億298万8,547円となっております。

10 ページは負債の部で、固定負債はありません。流動負債は企業債と未払金を合わせた合計6億290万8,971円。繰延収益はなく、中段、負債合計は同額の6億290万8,971円となっております。

資本の部は、資本金と剰余金で、合わせて資本合計は7万9,576円となりました。

以上、議案第51号の説明とさせていただきます。

4 議案ともよろしくご審議賜り、認定いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長 提案説明の途中ですが、休憩を行います。
再開は2時5分といたします。

◇

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時03分

◇

議 長 会議を再開いたします。

令和2年度全会計の決算につきましては、先般、監査委員による決算審査が行われ、その意見書が提出されております。

決算審査意見書について、監査委員の説明を求めます。

代表監査委員 それでは、令和2年度福崎町決算審査意見書について、ご説明を申し上げます。

意見書は、一般会計、特別会計、基金運用状況について1部、公営企業会計について1部、健全化判断比率及び資金不足比率について1部、計3部提出しております。

初めに、一般会計、特別会計、基金運用状況について、ご説明をいたします。決算審査意見書の1ページをご覧ください。

審査の対象は令和2年度福崎町一般会計歳入歳出決算、同じく令和2年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、令和2年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、令和2年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、令和2年度基金運用状況（用品調達基金、土地開発基金）でございます。

審査の実施は、令和3年8月2日から6日まで、5日間で実施いたしました。

審査の実施内容は提出されました一般会計、特別会計、歳入歳出決算書、決算報告書、及び、その他関係書類並びに基金運用状況報告書等の書類を主な書類としまして、担当職員から状況等を聴取して審査を行いました。また、事業等の成果を確認するため、現地調査も行いました。

審査の結果、福崎町監査基準に基づき審査した限りにおきまして、審査の対象になった一般会計、特別会計、歳入歳出決算書等の記載事項は、いずれも法令に適合しており、その計数は正確であると認めました。なお、事務処理につきましては、その一部について、例月出納検査や定期監査等で指摘しておりますが、おおむね良好であると認めました。また、基金は、その設置目的に沿って確実かつ効率的に運用されており、計数は正確であると認めました。

意見書としては、結構長い資料になっておりますけれども、2ページから17ページに記載しております決算の概要につきましては、会計管理者の説明、ま

た、決算報告書等の記載と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。また後でご覧いただきたいなと思っております。

次に意見ですけれども、18ページをご覧ください。

まず、町税につきまして、令和2年度の町税収入は、前年度との比較では、6,552万3,195円、対前年度比2%減少しておるということになってございます。個人町民税等につきましては、若干説明は省略させていただきます、そこは見ていただきたいなと思っておりますけれども、また、令和2年度の状態としましては、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の適用等によりまして、1,553万3,360円を猶予しております、現年度分の収入率が若干低下していると、こういう状況でございます。

歳入は歳出の財源となっております。したがって、財源の確保は町の施策を推進する上で大変重要となります。その中でも町税収入、32億円余りですが、これは歳入総額の31.2%を占めているということで、町の歳入の根幹をなす重要な収入となっております。町では、数年来にわたりまして、兵庫県の個人住民税整理回収チームの派遣を受けて、滞納防止や徴収への取組が強化された結果、全体的な対応力も向上し、関係課間の連携も定着しておるといように思っております。また、積極的な滞納処分を行う一方で、滞納者の実情に即した対応を行い、滞納の早期解消に努められております。しかしながら、令和2年度は、先ほどちょっと触れましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響による猶予制度を適用して、納税を猶予している方、というか法人がございまして、特に固定資産税において、現年度分の収入割合が低下しております。新型コロナウイルス感染症の影響がどの程度長期化するか見通し難い状況でありますけれども、状況を注視して、確実な徴収に向けて細心の注意をお願いしたいと思います。

19ページです。

新型コロナウイルス感染症対策につきまして、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に翻弄された1年でありました。町の最重要事項も新型コロナウイルス感染症対策であったのではないかと思います。町職員の皆様におかれましては、日々の業務に感染症対策業務が加わってきたということ、特に学校におきましては臨時休業の実施、夏季休業期間の短縮、GIGAスクール構想の前倒しなど、過去に経験のないような状況にありながらも、大過なく適切に対応されたと感じております。

また、新型コロナウイルスワクチン接種事業におきましても、適切に準備をされ、その後の話ではありますけれども、令和3年度に大きな混乱もなく、スムーズに対応ができているのかなと感じております。

新型コロナウイルスワクチン接種事業も含め、新型コロナウイルス感染症対策事業は、今後も続いていくと思っておりますが、町民の福祉の向上のため、さらなる努力と取組を期待しております。

3番です。巡回バス運行事業につきまして、高齢者等交通弱者の移動手段確保を主な目的として実施しておる巡回バスの運行事業においては、関係者の不断の努力によりまして、毎年、運行改編や新規路線の運行など、利用者の利便向上に向けた取組が継続されております。常に改善を求めるといふ姿勢は評価に値するとともに、関係者の努力には敬意を表します。今後とも、さらなる利用者の増加及び利便性の向上に向けた取組を期待しております。

4番。移動スーパーのふくふくまるについてですけれども、商工会を事業主体として実施している移動スーパーふくふくまるの実証実験におきましては、平

成30年度の事業開始以降、年々利用者数及び売上げが増加しており、利用者からも好評を得ていると聞き及んでおります。現在は実証実験期間中ではございますが、買い物弱者対策として、実証実験期間終了後も長く継続できるよう、受託者の企業努力に期待するだけでなく、町を含めた周辺からの支援を要望したいと思います。

5番目、収支を伴う事業。町が実施する事業の中でも収支を伴う事業におきましては、利用者などの集客力の向上に向けた取組が必要不可欠となります。それぞれの事業の特質によって目標とする収支は異なりますけれども、それぞれ適正妥当な収支目標を設定され、常に事業の推進状況及び利用者の現状を把握するとともに、改善に向けて努力していくという強い意志を持った取組を期待いたします。この中には、ちょっと裏側の思いといたしまして、実際にその他、町で実施する事業全てにおきまして、コスト意識を含めて、個々の取組の中身の効率化を図るということを、常々頭に置いて取り組んでいただきたいというようなことも含んでおります。

6番目。辻川界隈の振興につきまして、町の観光振興施策の中でも辻川界隈の振興につきましては、かねてからの取組により、関係者の努力の成果が目に見えて現れるようになったと感じております。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、積極的な施策を講じることが困難ではあったと思いますが、1年間を通した結果としては、観光客入込数が大幅に減少することはありませんでした。これも、これまでの観光振興施策トータルの成果ではないかと思っております。新型コロナウイルス感染症の影響がどの程度長期化するか見通し難い状況ではございますけれども、コロナ禍収束後を見据え、観光交流センターや三木家住宅を中心とした辻川界隈の観光資源を活用し、より多くの誘客を目指した取組を期待しております。

7番目、福祉基金及び農業農村活性化基金につきまして。福祉基金及び農業農村活性化基金は、かつては果実の運用型基金として設置され、その基金運用収益をそれぞれの基金設置目的に沿って実施する事業の財源として充当されてまいりました。しかしながら、近年は低利のため運用収益が見込めず、その原資を取り崩しているという状況になってございます。その結果、基金残高は年々減少しており、数年先には枯渇することが予想されますので、それぞれの基金を用いて実施している事業を精査され、事業を継続する必要があると認められるものにつきましては、その財源を含め、早期に方向性について検討されることを要望いたします。

8番目。決算報告書及び関係書類につきまして、町が作成している決算報告書及び関係書類につきましては、決算年度中に実施された事業の内容や成果、課題等が網羅的に記載されており、各年度の町政の運営を理解するための一助として非常に有効なものと認識しております。また、読み手にとって分かりやすい表記、参考図表の添付等もなされており、令和元年度決算に比べ、さらなる改善が見受けられました。今後とも、読み手にとって、より分かりやすいものとなるよう、改善をお願いいたします。

次に、2冊目、公営企業会計についてですけれども、公営企業会計の意見書の1ページをご覧ください。

審査の対象は、先ほど説明のあった福崎町の水道事業会計、工業用水道事業会計、福崎町の下水道事業会計決算、福崎町工業団地造成事業会計決算、各令和2年度の方でございます。

審査の実施は、令和3年8月5日で行われました。

審査の実施内容は、提出された各公営企業会計決算書及びその他関係書類を主な資料といたしまして、担当職員から状況等を聴取して審査を行いました。

審査の結果、審査に付された各公営企業会計決算、その他関係書類は、いずれも地方公営企業法、その他関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であると確認をいたしました。

次に、審査の意見ですけれども、水道事業では、令和2年度決算において、当年度純利益は1,974万3,668円となっております。若干、文章を省略いたしまして、経常利益、当年度純利益とも黒字を維持しているということになってございます。

水道事業では、平成30年度に10年間を計画期間とする水道事業ビジョン・経営戦略を策定しております。令和2年度には若干の動きがございましたけれども、水道事業ビジョン・経営戦略の投資・財政計画の指標はおおむね達成しており、前年度に引き続き、健全な経営がなされているのではないかと感じております。また、水道事業ビジョン・経営戦略に掲げる災害に強い水道の実現のための管路の耐震化、施設の更新を進めておりますけれども、これにつきましても、目標達成に向けて順調に進められていると思っております。

水道事業ビジョン、経営戦略に掲げる経営計画の実現には、毎年度の決算の財政計画との乖離を分析し、適切な見直しと効率的かつ堅実な経営を継続していく必要がございます。今後とも、費用対効果とコスト縮減を意識しつつ、長期にわたり持続可能な経営に努めてください。

次に、2ページで、工業用水道事業会計に対する意見でございます。

令和2年度におきまして、工業用水道事業会計の当年度純利益は479万1,055円となっております。

状況の変化は、若干、2、3行飛ばささせていただきまして、工業用水道事業におきましても、水道事業と同様、平成30年度に10年間を計画期間とする経営戦略を策定しております。その他の目標も含め、おおむね指標を達成しております。引き続き健全な経営がなされるものではないかと感じております。

経営戦略に掲げる計画の実現には、毎年度の決算と財政計画との乖離を分析し、適切な見直しと効率的かつ堅実な経営を継続していく必要があります。

工業用水道事業を取り巻く環境や昨今の経済情勢の中では、給水収益の大幅な増加は見込み難い状況でございますけれども、費用対効果とコスト縮減を意識しつつ、長期にわたり持続可能な経営に努めてください。

次に、下水道事業会計に対する意見です。

令和2年度決算におきまして、当年度純利益は3,379万7,548円ということになりました。

水洗化率等、書いております。それは、また後でご覧いただきたいと思っております。

収益率向上のためには、下水道への接続率及び有収率を向上させていくことが必要となります。令和2年度には、令和元年度までに行った接続推進活動に引き続き、個別訪問できなかつた公共下水道区域並びに農業集落排水区域の建物の町外所有者を対象に調査が実施されております。下水道処理区域内全体の有収率は高水準を維持しております。今年度も99%というようなパーセントになってございます。今後も継続的に取組を実施し、接続率の向上並びに有収率の維持に努めてください。

下水道の汚水事業、雨水事業ともに、それぞれ必要な整備は確実に取り組んでください。また、平成28年度に策定されました経営戦略は5年目を迎えるこ

とから、令和3年度に見直しをされると聞き及んでおります。経営戦略の見直しにおかれては、適切に見直され、今後とも収益率を意識しつつ、経営の効率化やコスト縮減に努め、長期にわたり持続可能な経営に努めてください。

次に、工業団地造成事業会計に対する意見ですけれども、工業団地造成事業は、東部工業団地約4.5ヘクタールの拡張を目的に、令和元年度から事業を始めております。

令和2年度におきましては、当年度純利益が91万5,472円の赤字となっております。

令和2年度では、0.5ヘクタールの用地を取得しております。敷地造成工事は、兵庫県土地開発公社に委託して進められてまいりましたが、工事の進捗が遅れ、事業はかなりの部分、翌年度に繰り越されてございます。

工業団地造成事業におきましては、低廉な費用で事業を進めることはもちろんのこと、完成した造成地が計画どおり売却できるかどうか極めて重要なことと思っております。確実に売却できるよう入念な調整と、引き続き費用対効果を意識した効率的な事業運営に努めていただきたいと思いますと思っております。

4ページから13ページには、各公営企業の業務実績等、記載しておりますが、先ほどの上下水道課長の説明と重複するところが多いため、説明は省略させていただきます。

次に、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書ですが、その冊子の1ページをご覧ください。

審査の対象は、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類でございます。

審査の期間は、令和3年8月6日でございます。

審査の着眼点は、それぞれの書類につきまして、一般会計、特別会計、及び各公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類、地方財政状況調査表、その他の関係書類を照合し、書類等が法令に適合し、かつ正確であるかについて、審査をいたしました。

審査の結果は、福崎町監査基準に基づき審査した限りにおきまして、審査の対象となりました健全化判断比率は、法令の規定に従って適正かつ正確に算定されているものと認めました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に従い正確に作成されているものと認めました。

内容的には、1つ、実質赤字比率。これは、発生しておりませんでしたので、算出されませんでした。連結実質赤字比率。実質赤字及び資金不足が発生しなかったため、算出されませんでした。実質公債費比率につきましては、9.8%で、早期健全化基準の25%を下回っております。将来負担比率。これは90.9%で、早期健全化基準の350%を下回っております。

これに関する意見でございますけれども、健全化判断比率の全ての指標も早期健全化基準を下回っておりまして、令和2年度における本町の各指標は良好であると言えます。しかしながら、本町が有する各施設は老朽化が進んでおり、中長期的には、それらの施設をどのように更新していくのかという課題を抱えてございます。また、ごみ処理に関しましては、くれさかクリーンセンターの焼却炉稼働停止が近々そうなりますけれども、可燃ごみ処理を姫路市に委託することにより、経費の増加が予測されます。さらに、令和10年度の稼働を目指した新たなごみ処理施設の建設に向けた取組が進められており、それに関して多額の投資が必要となってまいります。そのような中、公債費に関しまして

は、福崎駅周辺整備事業に係る元利償還金の返済が控えております。これに伴いまして、公債費の増加が予測されます。

このような状況の中、財政の推移を想定しつつ、どのような対応をしていくのかという計画をできる限り早期にまとめる必要があるのではないかと考えます。

各事業の実施に当たりましては、それぞれの比率を念頭に置きながら、堅実かつ適切に進められるとともに、今後とも長期にわたり持続可能な財政運営に努めていただきたいと思います。

健全化に関する状況につきましては、2ページから5ページに資料を提示しておりますので、後でご覧いただきたいと思います。

最後に、資金不足比率ですけれども、6ページをご覧ください。

審査の対象は資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類でございます。

審査の期間は、令和3年8月6日でございます。

審査の結果は、福崎町監査基準に基づき審査した限りにおきまして、審査の対象となった資金不足比率は、法令の規定に従って適正かつ正確に算定されているものと認めました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に従い正確に作成されているものと認めました。

審査の意見は、各公営企業会計のいずれにおいても資金不足が発生しなかったため、資金不足比率は算出されませんでした。

今後も長期にわたり、持続可能な財政運営に努めていただきたいと思います。

なお、各公営企業の資金不足比率の推移につきましては、7ページから10ページに記載しておりますので、後でご覧いただきたいと思います。

ちょっと説明も声がかすれながらになりましたけれども、以上で審査意見書に関しての説明を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

日程第18 議案第52号 令和2年度福崎町水道事業剰余金処分について

日程第19 議案第53号 令和2年度福崎町下水道事業剰余金処分について

議 長 日程第18、議案第52号、令和2年度福崎町水道事業剰余金処分について及び日程第19、議案第53号、令和2年度福崎町下水道事業剰余金処分についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 議案第52号、令和2年度福崎町水道事業剰余金処分についてご説明申し上げます。

この議案につきましては、議案第48号で説明いたしました令和2年度水道事業会計決算について、未処分利益剰余金の当年度末残高1億7,718万4,592円のうち8,000万円を建設改良積立金に積み立てるため処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

内容につきましては、水道事業会計決算書の7ページに剰余金処分計算書(案)ということでお示しをしております。今後の建設改良工事などに要する資金として用途を定め、健全なる経営を目指していくことを目的として処分したいと考えております。

以上、議案第52号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第53号、令和2年度福崎町下水道事業剰余金処分について、ご説明申し上げます。

この議案につきましては、議案第50号で説明いたしました令和2年度下水道

事業会計決算について、未処分利益剰余金の当年度末残高1億507万4,489円のうち、令和元年度及び令和2年度で補填財源として使用した利益剰余金2,375万1,813円を処分して資本金に組み入れたいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

内容につきましては、下水道事業会計決算書の7ページに剰余金処分計算書(案)ということでお示ししておりますので、ご確認ください。

以上、議案第53号の説明とさせていただきます。

2議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願いを申し上げます。

日程第20 議案第54号 福崎町工場立地法準則条例の制定について

議 長 日程第20、議案第54号、福崎町工場立地法準則条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

地域振興課長 議案第54号、福崎町工場立地法準則条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例は、平成29年4月に工場立地法の一部改正が施行されたことによって、工場敷地面積に対する緑地及び環境施設の面積割合について、本町の実情に合わせて適用すべき基準の設定が可能となりました。そこで、法の規定に基づき、条例を制定しようとするものでございます。

条例の内容につきましては、議案第54号資料、1ページをお願いいたします。

2、条例の概要では、①対象工場は、敷地面積9,000平米以上、または、建築面積3,000平米以上の製造業などとなります。②設定する区域は、工業専用地域となります。③の面積割合の基準については、法で定められている全国一律の緑地及び環境施設の基準に代えて、国が定めた範囲内で町準則によって基準を定めます。環境施設につきましては、敷地の20%以上を確保する。うち緑地につきましては、敷地の15%以上を確保すると定め、それぞれ現在適用している基準より5%緩和いたします。また、重複緑地などの緑地への算入率につきましては、現在適用している緑地面積の25%以内から50%以内として緩和いたします。

3、条例制定する理由としましては、西部、東部の工業団地は、残置森林も多く、周辺を豊かな自然に囲まれた立地条件となっております。各産業用地は比較的小さな区画で分譲されたため、近年の事業活動の構造に沿っていないところもございます。その中で、現基準を遵守しながら操業されている企業の中には、事業の拡張に伴い、社員の駐車場不足や増築、改築、設備の増設をしたいが敷地が不足するなどの状況となっております。そのような状況下、福崎工業団地協議会から緑地緩和についての要望がありました。そこで、地域の実情に合わせた町準則を定めて、工場敷地の有効活用を可能とするため、緑地及び環境施設面積率の規制緩和を行うものでございます。

4、県内の条例制定の状況は記載のとおり、11市4町で制定されております。

5、条例制定の効果としましては、本町の周辺環境に考慮した適切な緑地・環境施設面積率を定めることで、敷地の有効活用を可能とし、隣接地域の環境を保全しつつ、立地企業の事業活動を活性化させるものでございます。

6、隣接集落及び両工業団地協議会との協議・調整は済んでおります。

2ページをお願いいたします。左面に経緯をまとめております。

1、令和元年12月に福崎工業団地協議会から、緑地及び環境施設面積率の緩和についての要望を受けました。そこで、協議会との意見交換会、関係集落との調整会議、アンケート調査などを実施。また、民生まちづくり常任委員会に報告、説明を行いまして、緩和に向けての調整を進めてきました。そして、関係5集落からの同意を得て、本日、条例制定を提案させていただいております。

右面は、緑地面積率の緩和に係る考え方としてシミュレーションしております。駐車場が不足するA工場、1万平米を例としております。生産施設4,000平米、環境施設は噴水など500平米、敷地の5%が配置されている工場に、現状の緑地は図の緑地①から④屋上緑化までの2,170平米が敷地の21%設置されております。それを今回定める町準則によって緩和後、緑地を敷地の15%以上に5%緩和いたしますので、緑地1,500平米を確保すればよいこととなります。図では、①②④の緑地1,680平米の設置でよいこととなりますので、③490平米の緑地が設置不要となります。

次に、緑地のうち重複緑地につきましては、現在適用している基準では、500平米が上限ですが、今回定める町準則では、記載の計算式のとおり750平米が上限となります。ですので、緑地②の一部から、図の矢印のように250平米を事業者の費用によって屋上へ移動させることが可能となります。星印の結果としましては、5%の緩和で、緑地③490平米の緑地が不要、そして、重複緑地の算入率を50%以内に緩和し、緑地②から250平米を屋上の緑地へ移動させることができます。よって、町準則を制定することで、不足する駐車場約42台分の用地を生み出すことが可能となります。

次は、議案にお戻りください。本条例についてでございます。

第1条では趣旨を、第2条では用語の定義を、第3条では区域並びに緑地及びに環境施設のそれぞれの敷地面積に対する割合を表にお示ししております。工業専用地域において、緑地の面積の敷地面積に対する割合は100分の15以上を確保する。環境施設的面積の敷地面積に対する割合は100分の20以上を確保すると定めております。第4条では建築物屋上等緑化施設などの緑地面積への算入割合を敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができないと定めております。第5条は委任について規定しております。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第54号の説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第21 議案第55号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議 長 日程第21、議案第55号、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 議案第55号、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、以下整備法と略称します、等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明いたします。

議案第55号資料、1ページをお願いします。

1 番の条例改正の趣旨ですが、デジタル社会形成基本法に基づき、デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、関係法律に所要の改正を行う整備法が施行されています。これにより、福崎町手数料条例、福崎町個人情報保護条例、及び、福崎町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の上位法参照部分等に改正の必要が生じたため整理を行うものです。

2 番、第 1 条関係。福崎町手数料条例の一部改正は、整備法による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下番号利用法と略称します、の一部が改正され、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして明確化されたことから、町の手数料として徴収する理由がなくなるため、福崎町手数料条例別表、住民生活課の表中、20 の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの再交付手数料、1 件につき 800 円を削るものです。

資料の 3 番、第 2 条関係。福崎町個人情報保護条例の一部改正は、整備法による前述の番号利用法の一部改正及びデジタル庁設置法の制定に伴い、番号利用法を所管する省庁がデジタル庁に移管され、その長は内閣総理大臣とされたことから、情報提供等、記録に係る通知先を総務大臣から内閣総理大臣に改めるほか、参照する条に号ずれが生じたことを改めるなどの改正をするものです。

資料の 4 番、第 3 条関係。福崎町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正は、整備法による番号利用法の一部改正に伴い、参照する条に号ずれが生じたことを改めるなどの改正をするものです。

資料の 5 番。この条例は公布の日から施行し、改正後の各条例の規定は令和 3 年 9 月 1 日から適用します。

資料 2 ページ、3 ページには、新旧対照表をお示ししていますので、ご参照ください。

以上、議案第 55 号の説明といたします。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第 22 議案第 56 号 令和 3 年度福崎町一般会計補正予算（第 3 号）について

議 長 日程第 22、議案第 56 号、令和 3 年度福崎町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第 56 号について、ご説明申し上げます。

令和 3 年度福崎町一般会計補正予算（第 3 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 3,700 万円を追加し、補正後の予算の総額を 84 億 5,670 万円とするものであります。

議案の 1 ページ、2 ページの第 1 表歳入歳出予算補正の内容につきましては、事項別明細書に沿って説明をさせていただきます。

まず歳出からご説明いたします。19 ページ、20 ページをお開き願います。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上、議案第 56 号、令和 3 年度福崎町一般会計補正予算（第 3 号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

日程第 23 議案第 57 号 令和 3 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

について

日程第 2 4 議案第 5 8 号 令和 3 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

議 長 日程第 2 3、議案第 5 7 号、令和 3 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について及び日程第 2 4、議案第 5 8 号、令和 3 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第 5 7 号、令和 3 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 3 0 0 万円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ 1 9 億 9, 8 7 0 万円とするものです。内容は、過年度分に係る保険給付費等交付金の精算などによるものとなります。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。事項別明細書の歳出 3 ページ、4 ページをお開き願います。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

議案第 5 7 号資料 1 ページ、2 ページに勘定表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上で議案第 5 7 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 5 8 号、令和 3 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 1 9 0 万円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ 1 7 億 5, 5 1 0 万円とするものです。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。事項別明細書の歳出 7 ページ、8 ページをお開き願います。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

なお、議案第 5 8 号資料 1 ページ、2 ページには勘定表、3 ページには返還額の一覧表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上で議案第 5 8 号の説明を終わります。

両議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

日程第 2 5 議案第 5 9 号 訴えの提起について（町有地の不法占有）

日程第 2 6 議案第 6 0 号 福崎町道路線の廃止及び認定について

議 長 日程第 2 5、議案第 5 9 号、訴えの提起について（町有地の不法占有）及び日程第 2 6、議案第 6 0 号、福崎町道路線の廃止及び認定についての両議案を一括議題といたします。

両議案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 まず、議案第 5 9 号、訴えの提起について（町有地の不法占有）、こちらについてご説明申し上げます。

当議案は、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 条の規定によりまして、福崎町高岡字徳ヶ畑 1 7 5 3 番 2 外に存する有体動産の収去、明渡し、かつ、賃料相当損害金請求について、訴えを提起することについての議会の議決を求めるものでございます。

起点は同じで、福田字中溝302番11地先からとなりまして、終点につきましては、今回の整備予定区間でございます町道千束新町線との合流部、馬田字竹ノ元55番1地先までの596.07メートルとなっております。幅員につきましては、14メートルから129.2メートルでございます。こちらの道路等級でございますが、廃止前と同様に1級町道としたいと考えております。

今回、この町道福崎駅田原線を延長して、工事までに道路認定を行う理由についてでございますが、現在作業中でございます都市計画決定の変更、こちらにつきましては、令和3年12月中に告示のめどが立ったことなどを受けまして、この事業につきましては、国庫補助金を活用し、道路事業に着手したいと考えております。なお、この10月には、詳細設計などについて委託発注を行う予定といたしております。

この新設道路でございますが、国庫補助事業として、この道路事業を行うに当たりましては、事業区域が道路区域として設定されていること、こちらが前提条件となっております。先ほど申し上げましたように、この町道福崎駅田原線につきましては、国庫補助金を活用した事業としておりますので、今回、事業着手に先立ちまして、この道路認定をお願いするものでございます。

以上、議案第60号、福崎町道路線の廃止及び認定についての提案説明とさせていただきます。

59号、60号、両議案とも、よろしくご審議いただきまして、ご賛同賜りますよう、お願いいたします。

議 長 以上で、本定例会1日目の日程は終わりました。次の定例会2日目は、9月7日火曜日午前9時30分から再開します。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時18分